

資料2

鎌倉市こども計画

(第3期鎌倉市こども・子育てきらきらプラン)

(素案)

令和7年〇月
鎌 倉 市

目次

第1章	計画の策定にあたって	7
1	計画策定の背景	7
2	法令等の根拠	7
3	計画の期間	8
4	計画の位置づけ	9
5	計画の策定体制	10
	(1) 市民ニーズ調査の実施	10
	(2) 鎌倉市子ども・子育て会議の開催	10
	(3) パブリックコメントの実施	10
第2章	本市の子ども・子育てを取り巻く現状	11
1	鎌倉市の状況	11
	(1) 人口の状況	11
	(2) 世帯の状況	13
	(3) 出生の状況	15
	(4) 就業の状況	17
	(5) 教育・保育サービス等の状況	18
	(6) 放課後児童クラブ（子どもの家）の状況	20
	(7) その他の状況	21
2	アンケートからみる鎌倉市の状況	26
	(1) 鎌倉市子ども計画の策定に向けたアンケート調査概要	26
	(2) 鎌倉市子ども計画の策定に向けたアンケート調査結果（子ども（小学6年生～高校生等）本人）	28
	(3) 鎌倉市子ども計画の策定に向けたアンケート調査結果（就学前児童の保護者）	37
	(4) 鎌倉市子ども計画の策定に向けたアンケート調査結果（小学生から高校生等の保護者）	50
第3章	計画の基本的な考え方	53
1	基本理念	53

2	計画の視点	54
	【SDGs 未来都市】.....	54
	【鎌倉市共生社会の実現を目指す条例】.....	55
	【子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例】.....	57
3	計画の目標	58
	(1) こども・若者の権利を保障し、意見を尊重する.....	58
	(2) こども・若者が自分らしく幸せに成長できる.....	58
	(3) こども・若者の育ちや状況に応じて切れ目なく支える.....	58
4	計画の体系	59
	本計画における体系について	59
	(1) ライフステージに共通した取組を支援します.....	59
	(2) ライフステージ別取組を推進します.....	59
	(3) 子育て当事者への支援の取組を推進します.....	59
	体系図	60
第4章	施策の展開	61
1	ライフステージに共通した取組を支援します	61
	主要施策(1) こどもの権利と主体性・多様性の尊重及び意見の反映.....	61
	主要施策(2) 多様な遊び・体験・交流の機会づくり.....	63
	主要施策(3) こどもまんなかの居場所づくり.....	64
	主要施策(4) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供.....	66
	主要施策(5) こどもの貧困対策の推進.....	67
	主要施策(6) 障がいのあるこども・医療的ケア児等とその家庭への支援.....	68
	主要施策(7) 児童虐待防止対策の推進及びヤングケアラーへの支援.....	70
	主要施策(8) こどもの安心安全な生活環境の確保.....	72
2	ライフステージ別取組を推進します	73
ア	こどもの誕生前から幼児期まで	73
	主要施策(1) 妊娠前から出産、幼児期までの切れ目のない支援体制の充実.....	73
	主要施策(2) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの育ちの保障.....	74
イ	学童期・思春期	76
	主要施策(1) 資質・能力の育成に向けた学校教育の充実.....	76

主要施策（２）こどもの健全な成長への支援	78
ウ 青年期	79
主要施策（１）悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援	79
3 子育て当事者への支援の取組を推進します	81
主要施策（１）経済的支援の充実	81
主要施策（２）家庭教育の充実	83
主要施策（３）協働による子育て支援ネットワークの構築と支援	84
主要施策（４）子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり	85
主要施策（５）子育て情報提供の充実	86
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の見込み（事業のニーズ量）と確保方策（事業の提供体制）	87
1 提供区域の設定	87
（１）幼児期の教育・保育事業	87
（２）地域子ども・子育て支援事業	88
2 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の 見込みの考え方 .	88
3 目標人口	88
4 幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策	89
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	90

1 計画策定の背景

日本のこどもたちを取り巻く環境や国・社会は大きく変化しています。平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されて9年が経ちますが、家庭問題や地域社会の結びつきの希薄化、子育て家庭の孤立、ニートなどの就業に関する問題は未だ解決すべき課題として残っています。また、スマートフォンやSNSの普及によるネットトラブルや情報過多といった新たな問題、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、そして、各種格差の拡大などの問題も発生しています。

令和5年（2023年）4月に施行されたこども基本法は、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を含む基本法として、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年（2023年）4月には、こどもとこどものある家庭に対する総合的な支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関としての「こども家庭庁」が発足しています。そして、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されています。

また、本市では令和2年（2020年）3月に、すべてのこどもが大切にされ、のびのびと自分らしく育つことができるように支援するため、基本理念、基本となる施策等、必要事項を定める「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」を施行しました。この条例では、市は、こども、子育てに関わる方々、地域社会と連携し、一体となってこどもの育つ環境を整えていくことを定めており、この条例の理念に基づく施策の推進が重要です。

本計画は、これらの社会情勢や国の動向等を踏まえ、「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の計画期間が終了することに伴い、こども基本法等に基づいた、こども施策に係る計画を一体的に策定するものです。

2 法令等の根拠

本計画は、鎌倉市の子ども・子育て支援に関する総合的な計画で、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」に該当するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持ちます。そして、計画の一

部において、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法にもとづく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」を包含するものです。

なお、第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプランまでは「母子保健計画」も含めた計画として策定しましたが、令和5年（2023年）3月22日に「成育医療等基本方針」の変更が閣議決定されたことに伴い、「母子保健計画」の策定を国が市町村に求めた通知が廃止されました。そして、令和6年度を初年度とする「成育医療等に関する計画」を策定することが施策推進のための一つの方策として示されました。これを踏まえ、本計画では「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」で示された母子保健分野の内容を含めた計画として策定しました。

3 計画の期間

計画を構成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村行動計画は、それぞれ5年を1期とすることが法定されているため、計画期間は令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

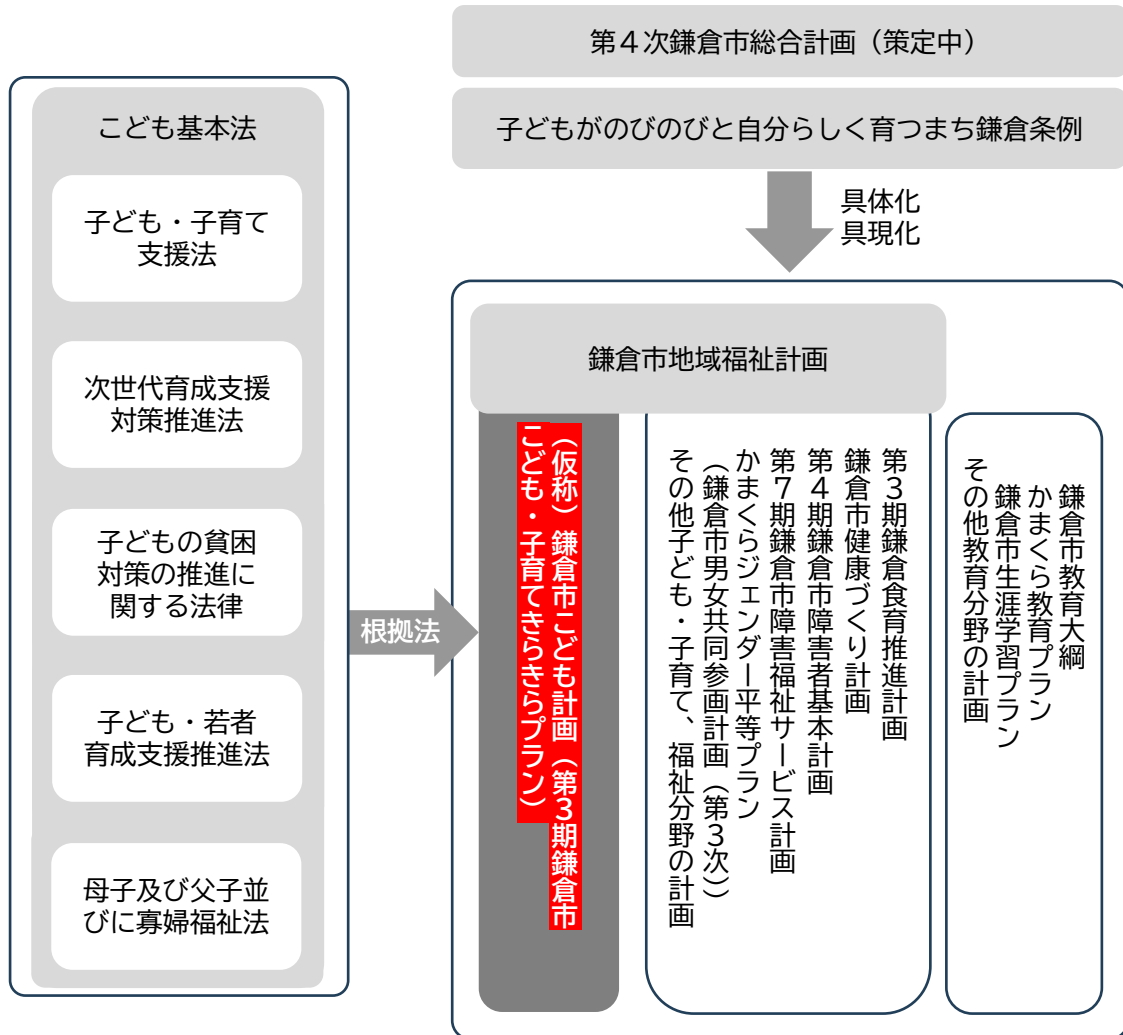
また、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

計画期間

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
(仮称) 鎌倉市こども計画 (第3期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン)				

4 計画の位置づけ

市政の最上位計画である「第4次鎌倉市総合計画（策定中）」の部門計画として策定し、策定に当たっては、国・神奈川県が策定や策定中の関連計画を勘案するとともに、市の各種計画等との整合・連携を図っています。



5 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

令和6年(2024年)1月～2月に、こども自身を含めた市民の方のこども・子育てに関する考えや意見を聞き、調査結果を計画策定を進める上での基礎資料として活用するために「鎌倉市(仮称)鎌倉市こども計画(第3期鎌倉市こども・子育てきらきらプラン)の策定に向けたアンケート調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
ア 小学6年生から高校生等	郵送による配布・回収、WEBによる調査	3,000通	1,424通	47.5%
イ 就学前児童の保護者		3,000通	1,554通	51.8%
ウ 小学生から高校生等の保護者		3,000通	1,585通	52.8%

(2) 鎌倉市子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、こども・若者を取りまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及びこども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「鎌倉市子ども・子育て会議」において、計画策定に関し必要な事項の協議検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

令和7年●月●日～●月●日に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第2章

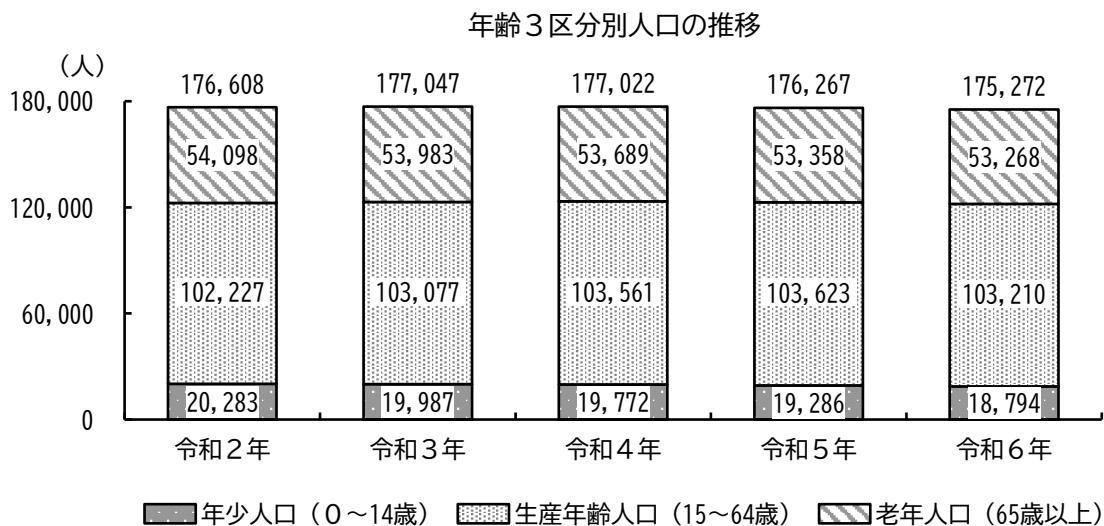
本市のこども・子育てを取り巻く現状

1 鎌倉市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は令和3年（2021年）でやや増加したものの、翌年以降から徐々に減少し、令和6年（2024年）で175,272人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）と老年人口（65歳以上）が減少しています。

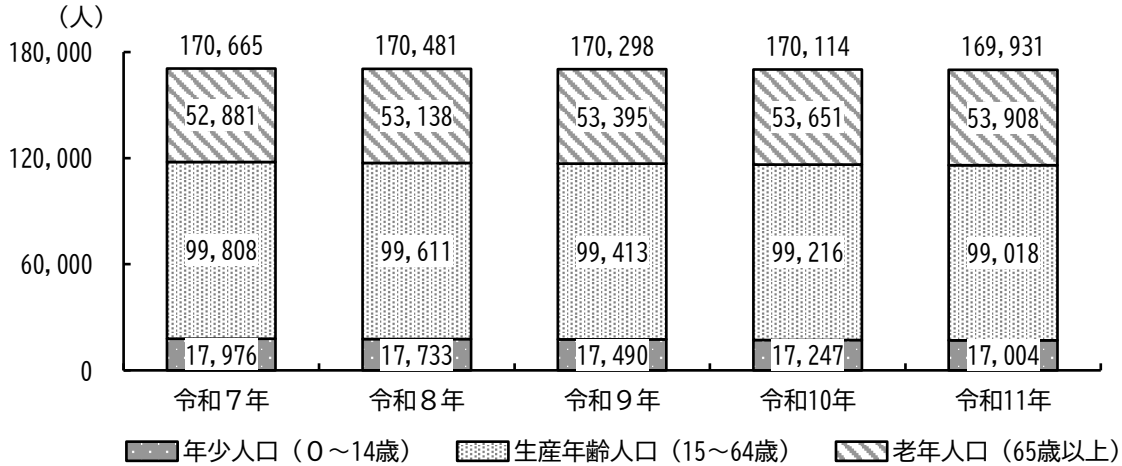


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 年齢3区分別目標人口

本市の今後5年間の目標人口をみると、年少人口、生産年齢人口は減少しているのに対し、老年人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

年齢3区分別人口の推移

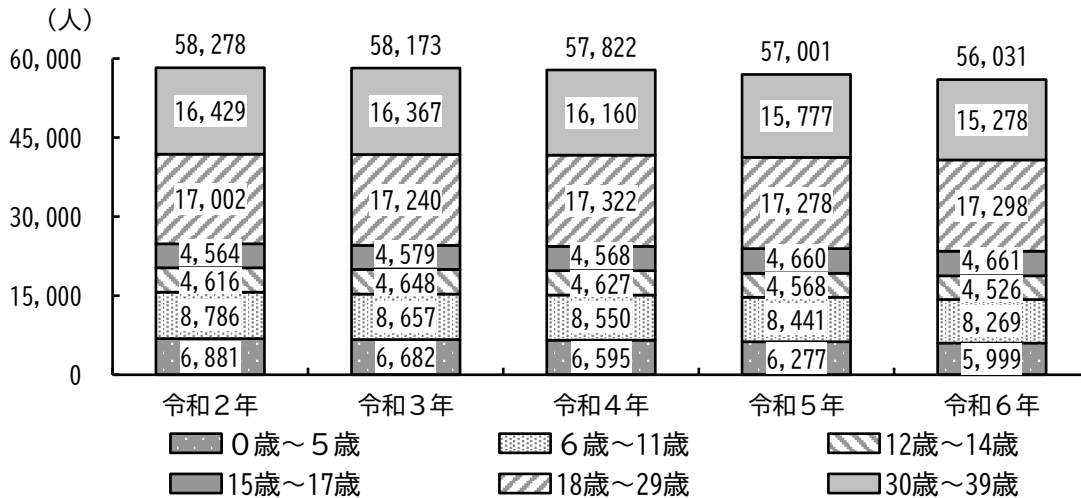


資料：新たな総合計画策定に向けた人口推計結果（企画課）

③ こども・若者人口の推移

本市のこども・若者の人口推移をみると、令和2年（2020年）から徐々に減少しており、令和6年（2024年）には56,031人となっています。また、特に0～5歳の減少率が高くなっています。

こども・若者人口の推移

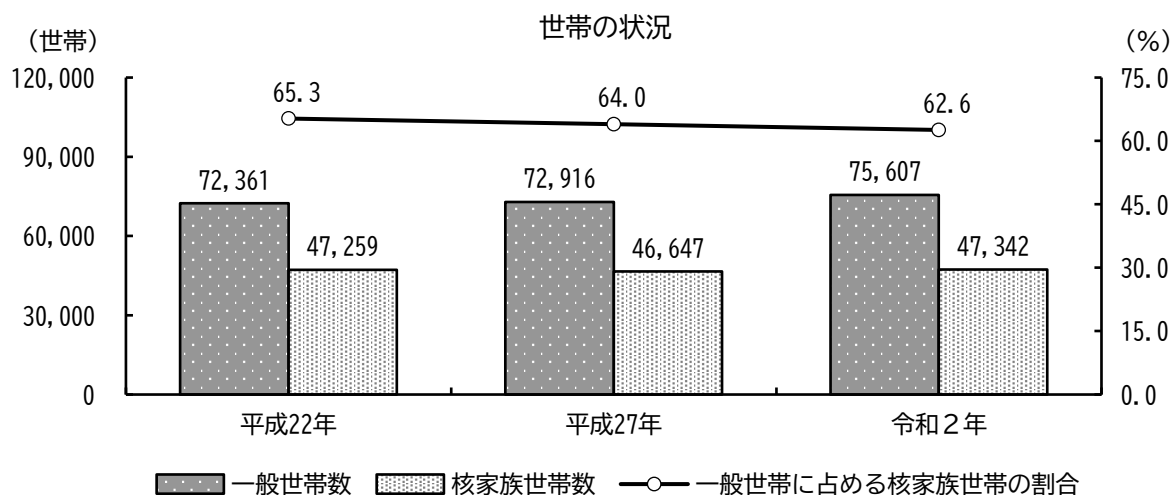


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 世帯の状況

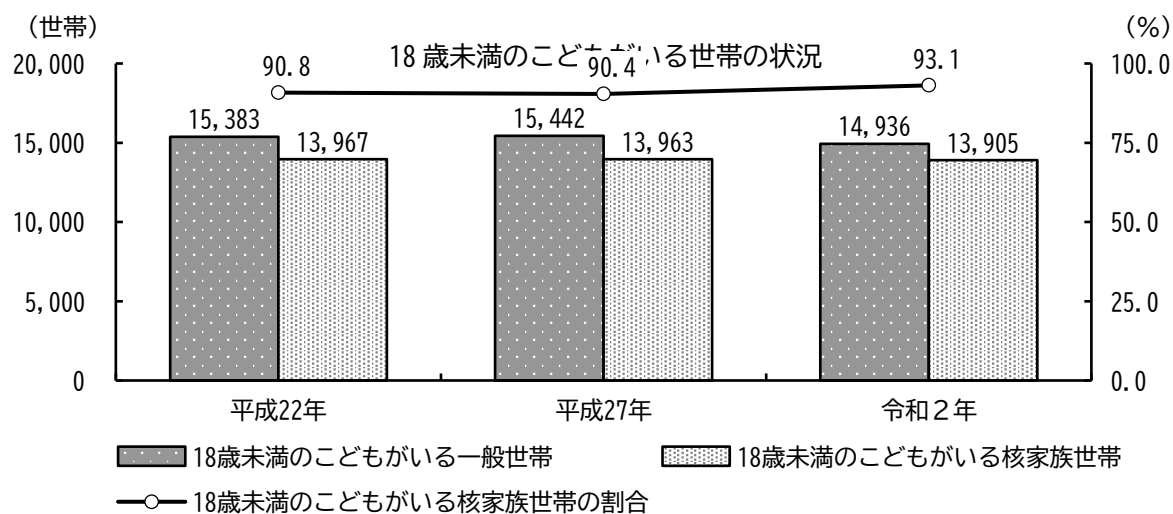
① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の一般世帯（核家族世帯、3世代世帯、単独世帯など）数は増加傾向にあり、核家族世帯数は平成22年（2010年）から横ばいで令和2年（2020年）では47,342世帯となっています。また、核家族世帯の割合は減少傾向にあります。



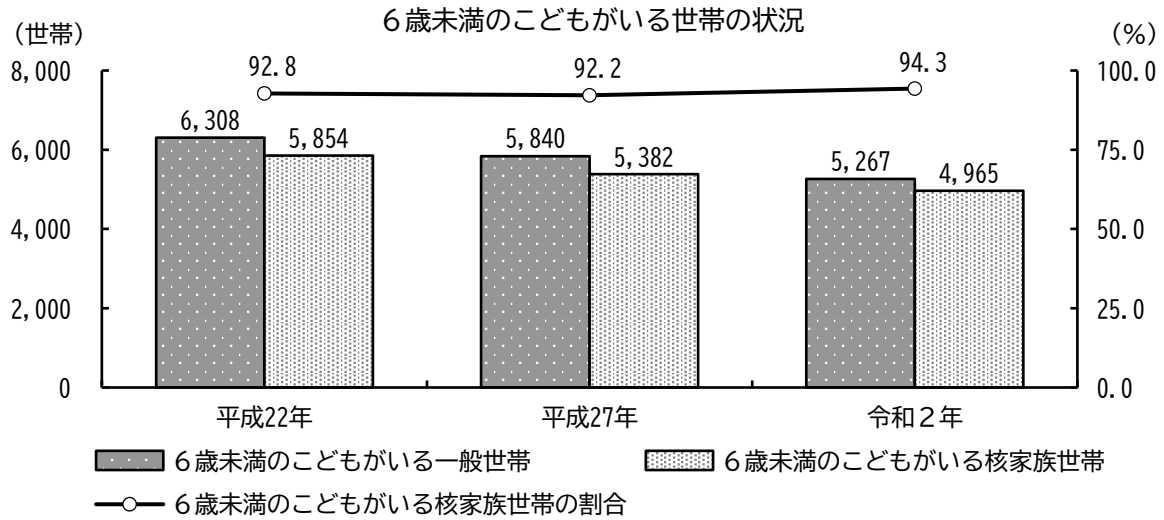
② 18歳未満のこどもがいる世帯の状況

本市の18歳未満のこどもがいる一般世帯数は減少傾向にあり、令和2年（2024年）で14,936世帯となっています。また、18歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合は9割を超えています。



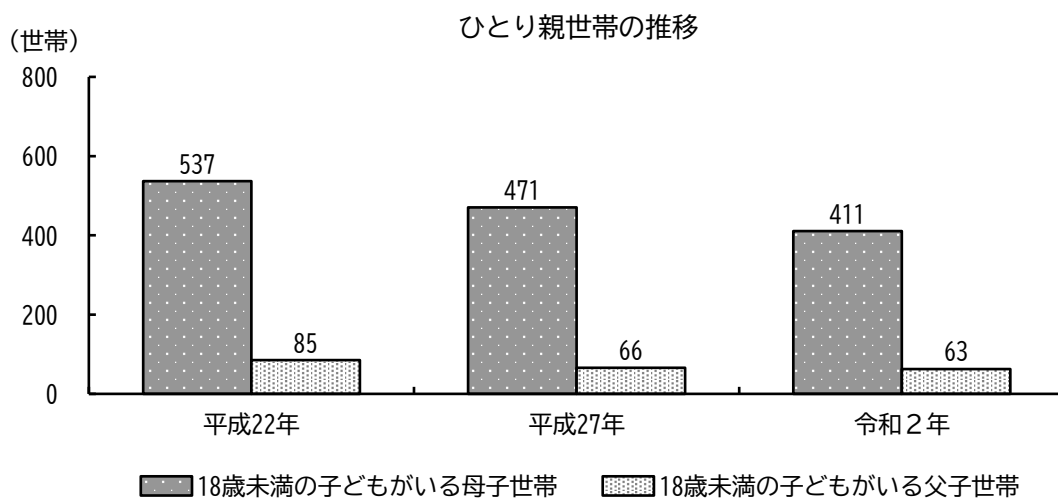
③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年(2020年)で5,267世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は9割を超えています。



④ ひとり親世帯の推移

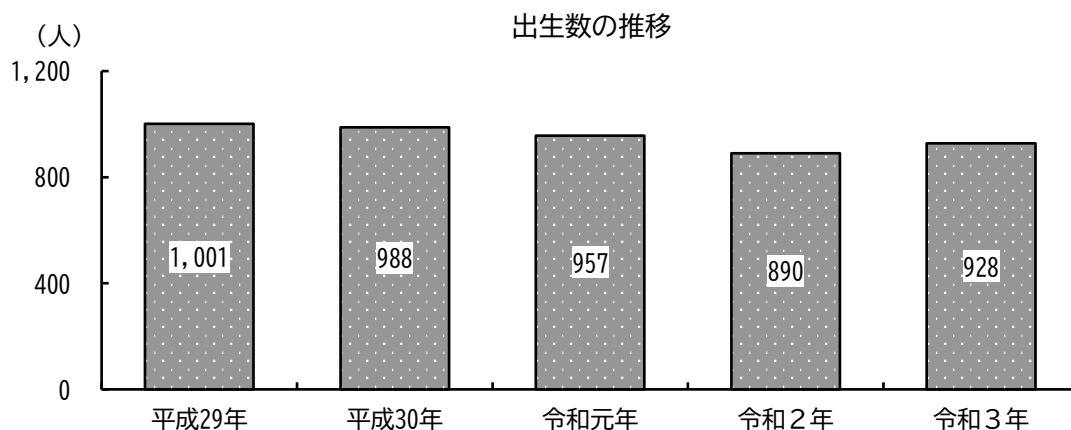
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯、父子世帯は年々減少しており、令和2年(2020年)で18歳未満の子どもがいる母子世帯は411世帯、父子世帯は63世帯となっています。



(3) 出生の状況

① 出生数の推移

本市の出生数は平成29年（2017年）から令和2年（2020年）にかけて減少し、その後増加して令和3年（2021年）で928人となっています。

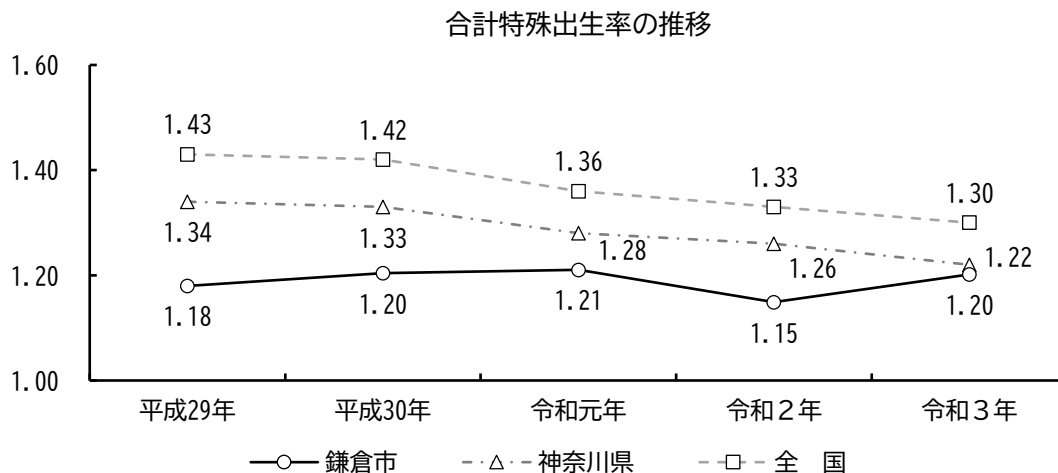


資料：神奈川県衛生統計年報

② 合計特殊出生率の推移

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が一生の間に産むとしたときの平均のこどもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は増加傾向にありましたが令和2年（2020年）で減少に転じ、その後増加して令和3年（2021年）で1.20となっています。また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。

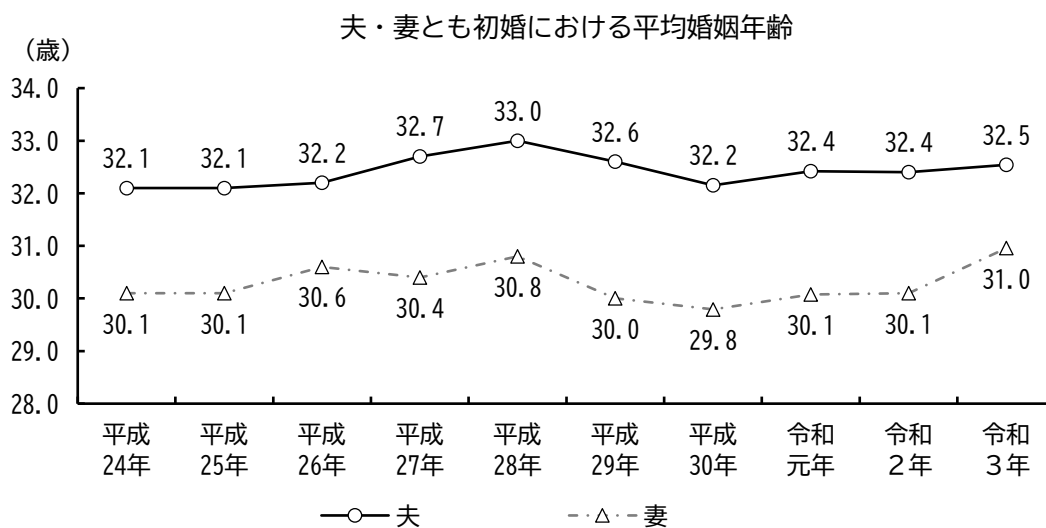
（人口を長期的に保つことが可能となる合計特殊出生率は2.07*と考えられています。）※第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に関する有識者会議資料より



資料：全国・県 人口動態統計、市 神奈川県衛生統計年報

③ 夫・妻とも初婚における平均婚姻年齢

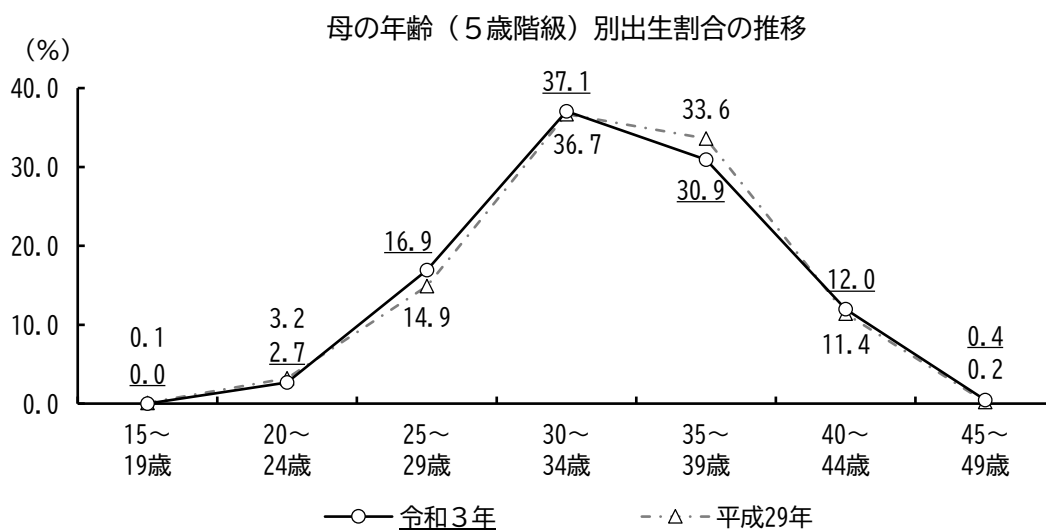
本市の夫・妻とも初婚における平均婚姻年齢をみると、平成24年（2012年）と比べ、令和3年（2021年）では、夫で0.4歳上昇し32.5歳、妻で0.9歳上昇し31.0歳となっています。夫・妻ともに年によってばらつきはあるものの、上昇傾向となっており、結婚年齢が高くなる晩婚化が進んでいます。



資料：神奈川県衛生統計年報

④ 母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生割合の推移をみると、平成29年（2017年）に比べ令和3年（2021年）で、40歳以上の割合がわずかに上回り、晩産化がうかがえます。

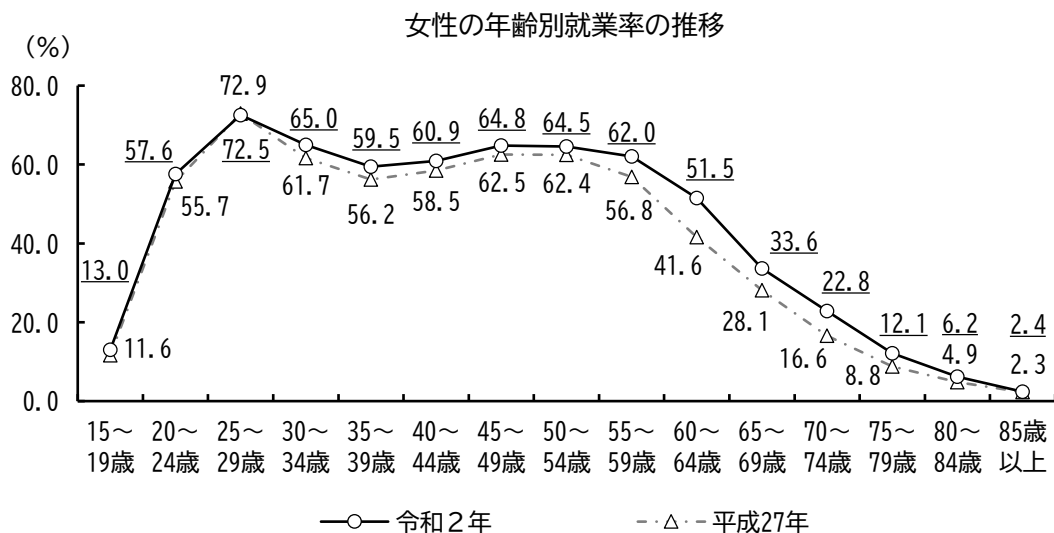


資料：神奈川県衛生統計年報

(4) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

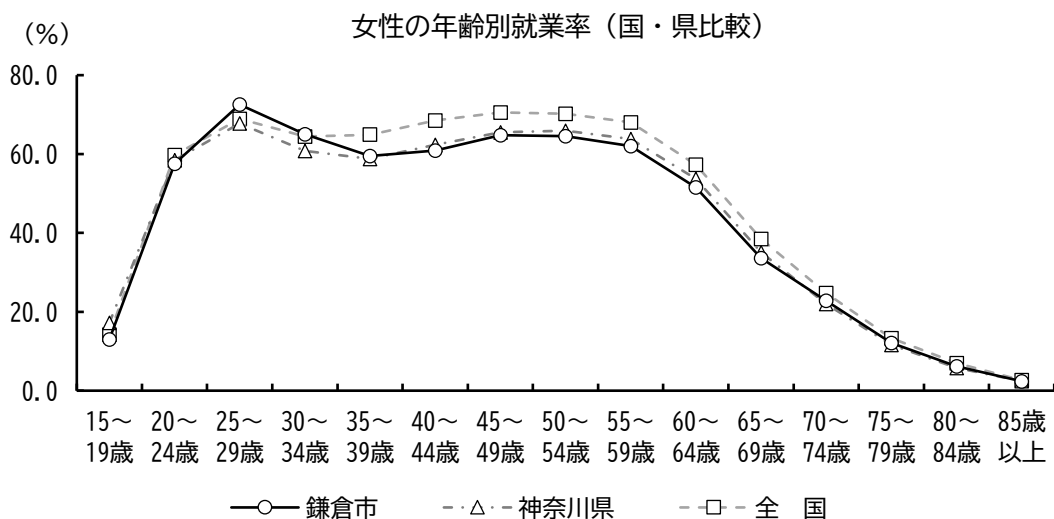
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成27年（2015年）に比べ令和2年（2020年）で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

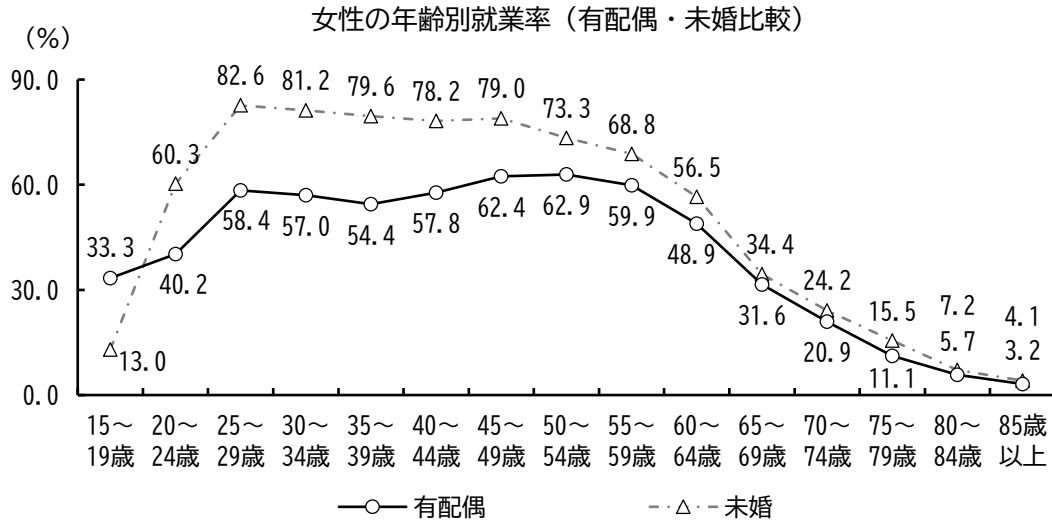
本市の令和2年（2020年）の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、25歳～34歳で全国、県より高いものの、その他の年代では県と同程度となり、全国に比べ低くなっています。



資料：国勢調査（令和2年（2020年））

③ 女性の年齢別就業率（有配偶・未婚比較）

本市の令和2年（2020年）の女性の有配偶・未婚別就業率をみると、20歳以上で有配偶者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

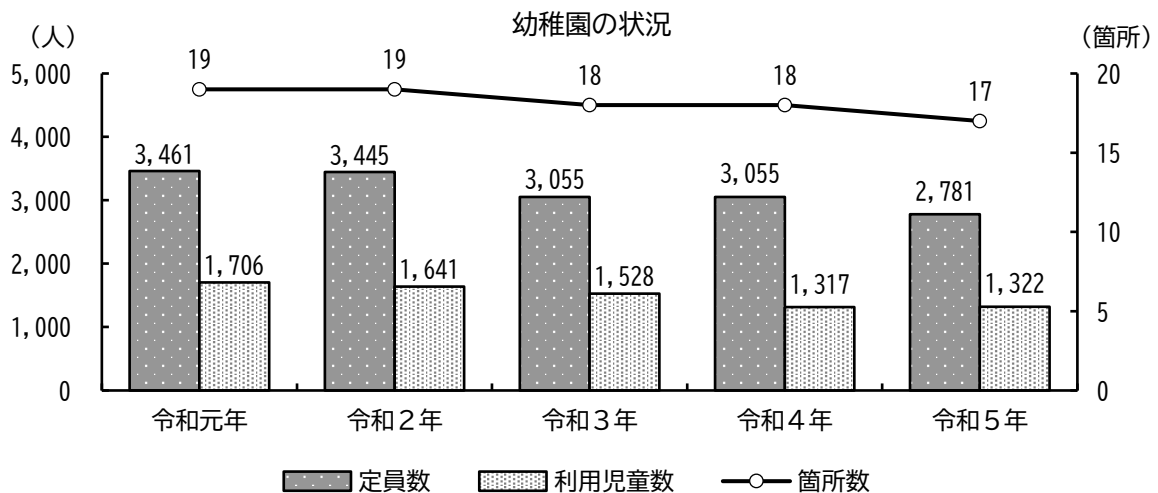


資料：国勢調査（令和2年（2020年））

（5）教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

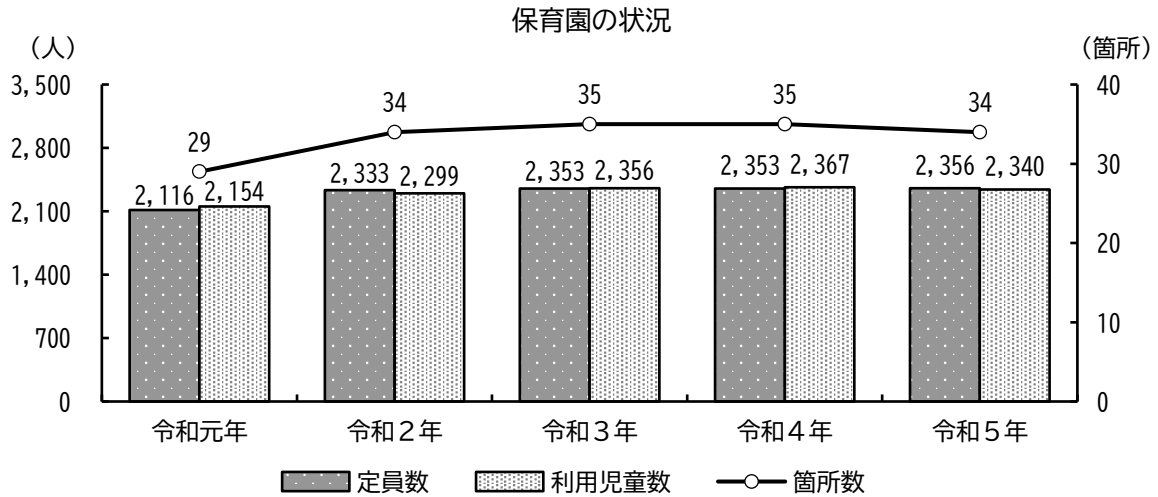
本市の幼稚園の状況をみると、定員数・箇所数・利用児童数ともに減少傾向となっており、令和5年（2023年）で利用児童数は1,322人となっています。



資料：子育てのための施設等利用給付認定児童数等

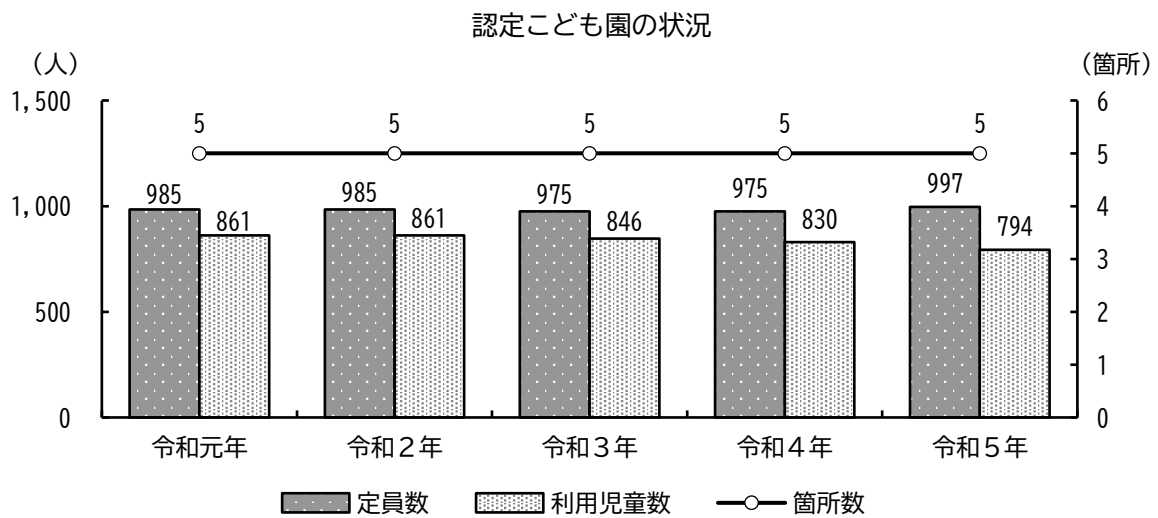
② 保育園の状況

本市の保育園の状況を見ると、令和2年（2020年）以降は定員数・箇所数・利用児童数ともにほぼ横ばいで推移しており、令和5年（2023年）で利用児童数は2,340人となっています。



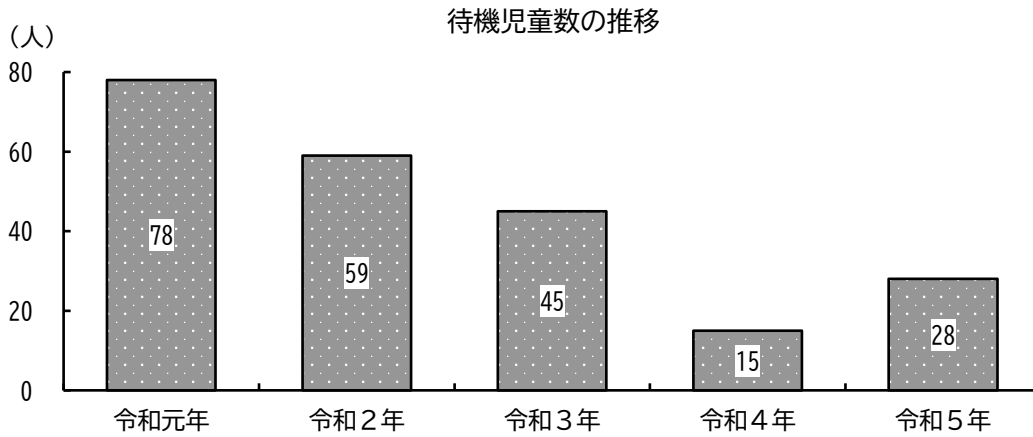
③ 認定こども園の状況

本市の認定こども園の状況を見ると、利用児童数は減少傾向にあり、令和5年（2023年）で利用児童数は794人となっています。



④ 待機児童数（保育所等）の推移

本市の待機児童数の推移をみると、令和4年（2022年）までは減少傾向にありましたが、令和5年（2023年）から増加に転じ、28人となっています。

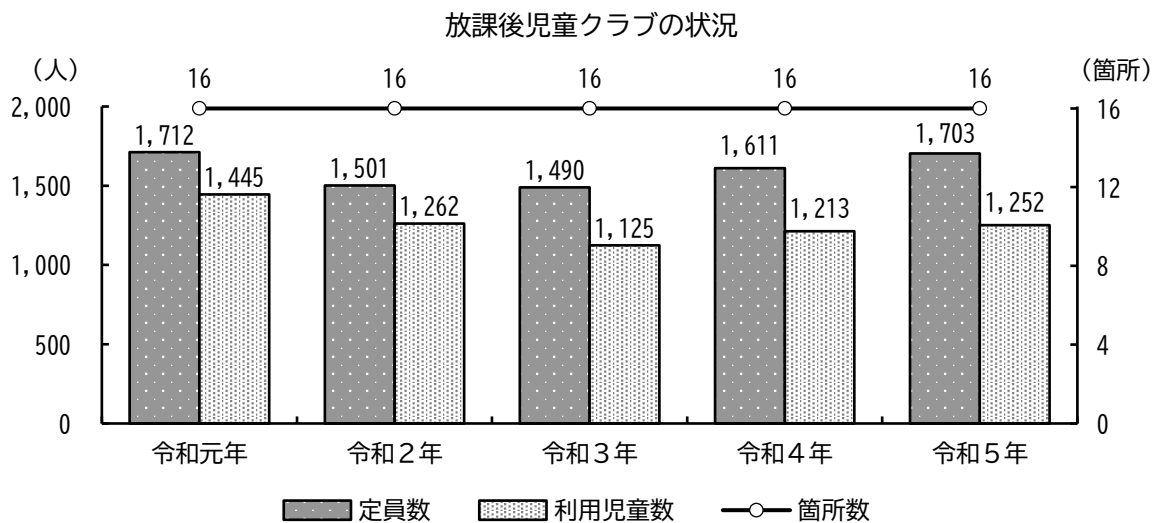


資料：待機児童調査票（各年4月1日現在）

（6）放課後児童クラブ（子どもの家）の状況

① 放課後児童クラブ（子どもの家）の状況

本市の放課後児童クラブにおける利用児童数は令和3年（2021年）までは減少傾向にありましたが、令和4年（2022年）から増加に転じ、令和5年（2023年）で1,252人となっています。

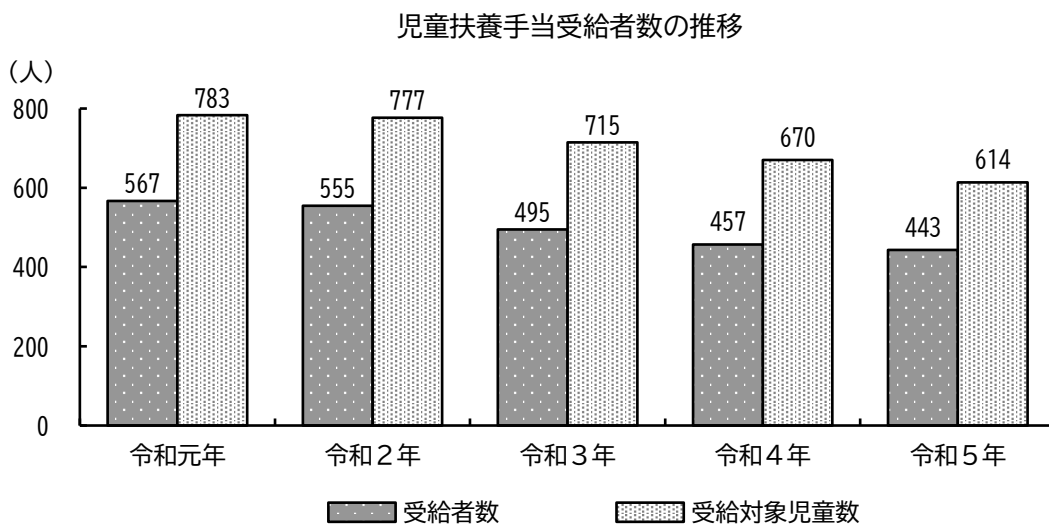


資料：庁内資料

(7) その他の状況

① 児童扶養手当受給者数の推移

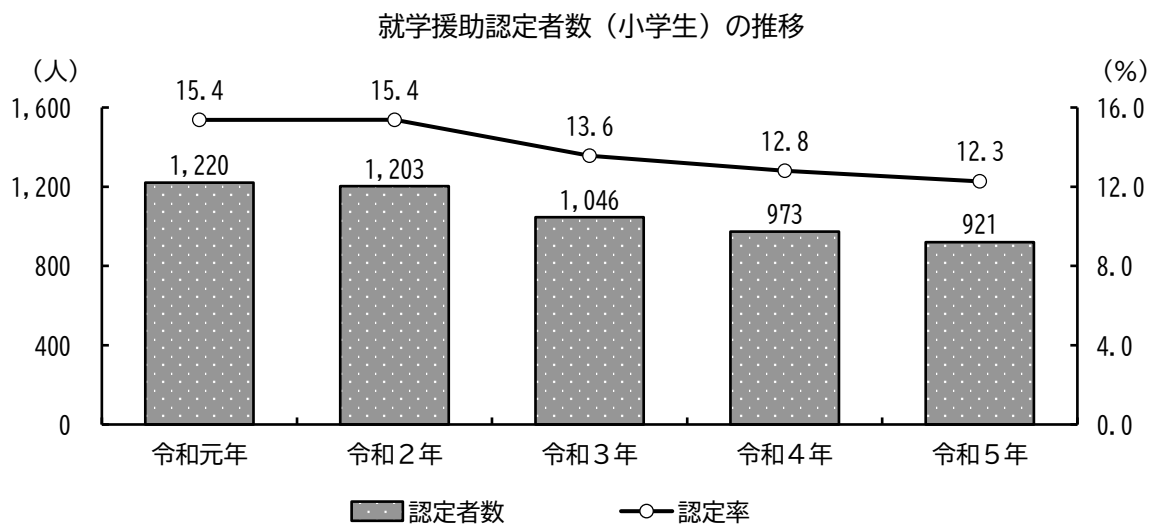
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々減少しており、令和5年(2023年)で受給者数が443人、受給対象児童数が614人となっています。



資料：庁内資料

② 就学援助認定者数(小学生)の推移

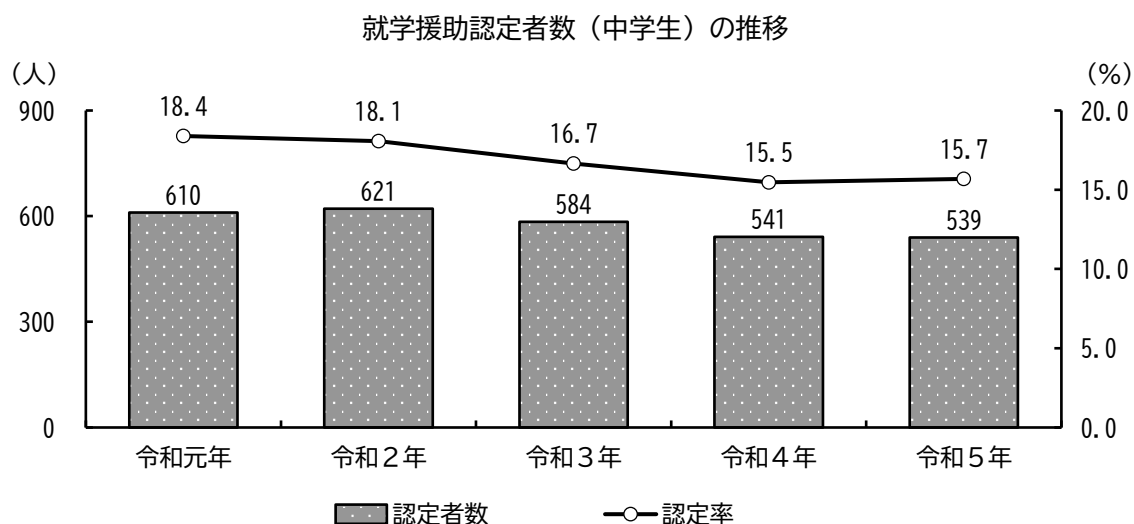
本市の小学生における就学援助認定者数・認定率は年々減少しており、令和5年(2023年)で認定者数が921人、認定率が12.3%となっています。



資料：庁内資料

③ 就学援助認定者数（中学生）の推移

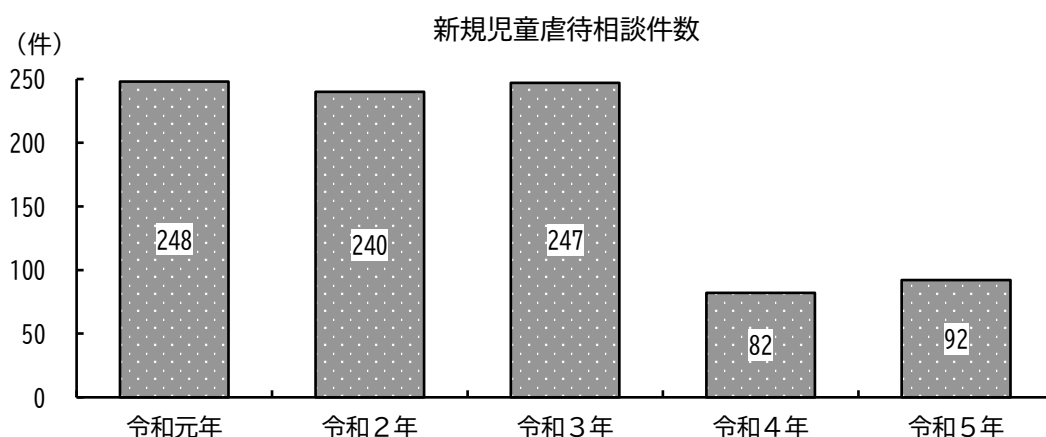
本市の中学生における就学援助認定者数・認定率は減少傾向にあり、令和5年（2023年）で認定者数が539人、認定率が15.7%となっています。



資料：庁内資料

④ 新規児童虐待相談件数

本市の新規児童虐待相談件数は令和3年（2021年）までは横ばいで推移していましたが、令和4年（2022年）以降大きく減少し、令和5年（2023年）には92人となっています。



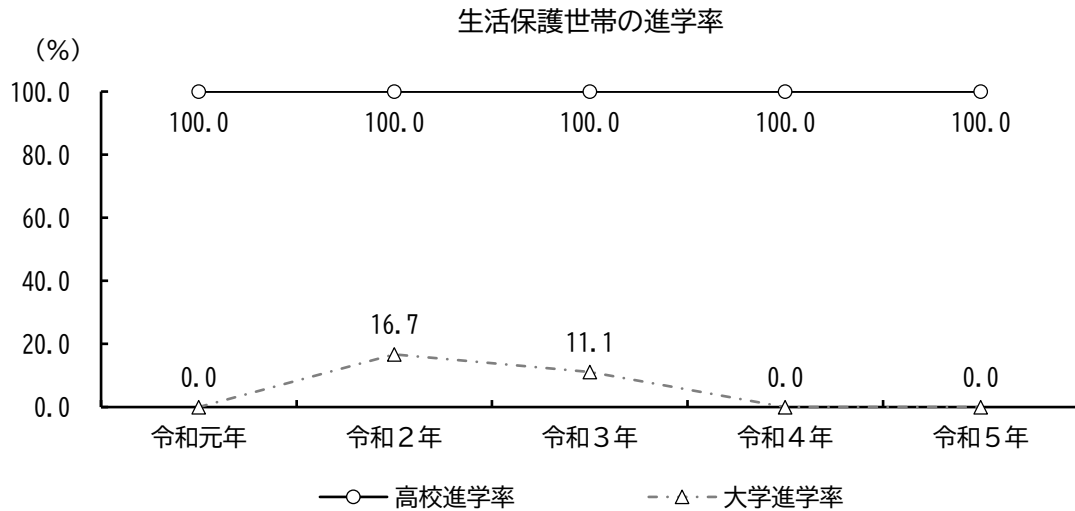
資料：庁内資料

※従来、児童相談所が受理した児童虐待相談について、市も自動的に重複して受理をする運用を行っていましたが、市として、虐待未満ではあるものの、家庭への支援が必要ないいわゆる「要支援」事案や「特定妊婦」事案に注

力できる環境を整えるため、児童相談所と協議し、令和4年(2022年)5月以降、同運用を廃止しました。これにより、児童虐待相談自体の受理件数は減少しています。

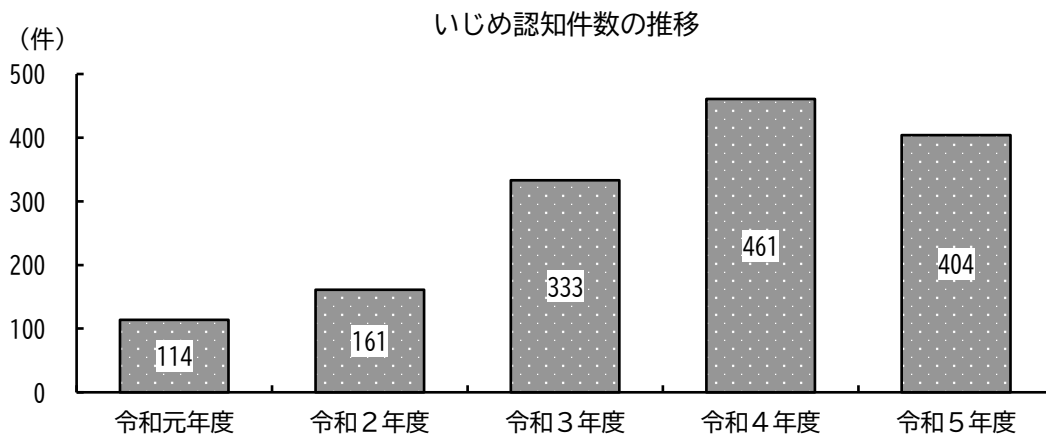
⑤ 生活保護世帯の進学率

本市の生活保護世帯の進学率をみると、高校進学率は100%で推移しています。大学進学率はばらつきがあり、令和5年（2023年）で0.0%となっています。



⑥ いじめ認知件数の推移

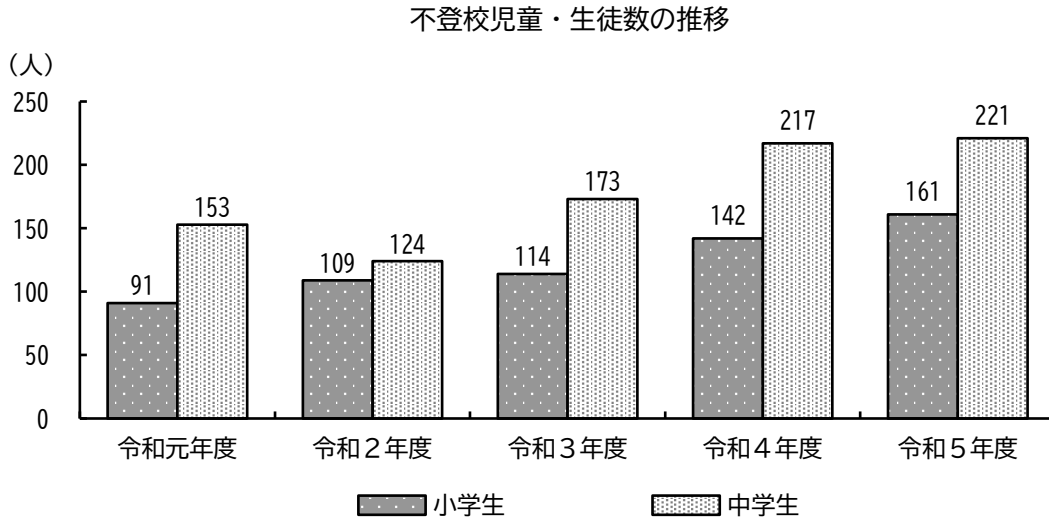
本市のいじめ認知件数は年々増加傾向にありましたが、令和5年度（2023年度）は404件となり、令和4年度（2022年度）より減少しました。



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
（各年度3月31日現在）

⑦ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は増加傾向となっており、令和5年度（2023年度）で小学生が161人、中学生は221人となっています。



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
(各年度3月31日現在)

2 アンケートからみる鎌倉市の状況

(1) 鎌倉市こども計画の策定に向けたアンケート調査概要

① 調査の目的

「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念とした「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン（令和2年度～6年度）」の計画期間が令和6年度で終了することから、次期計画として「(仮称)鎌倉市こども計画（第3期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン）」を策定するための基礎資料とするため、調査を実施しました。

② 調査対象

次の(1)から(3)の対象者より無作為に抽出しました。

(1) 小学6年生から高校生等

令和5年(2023年)4月1日時点で11～17歳の子ども本人

(2) 就学前児童の保護者

令和5年(2023年)4月1日時点で0～5歳の子どもがいる保護者

(3) 小学生から高校生等の保護者

令和5年(2023年)4月1日時点で6～17歳の子どもがいる保護者

③ 調査期間

令和6年(2024年)1月～令和6年(2024年)2月

④ 調査方法

郵送による配布・回収、WEBによる調査

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
小学6年生から高校生等	3,000通	1,424通	47.5%
就学前児童の保護者	3,000通	1,554通	51.8%
小学生から高校生等の保護者	3,000通	1,585通	52.8%

⑥ 調査結果の表示方法

- ・ 回答率は各質問の回答者数を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

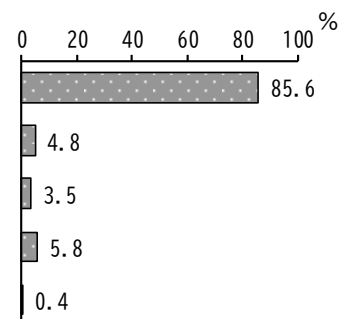
(2) 鎌倉市子ども計画の策定に向けたアンケート調査結果 (子ども(小学6年生~高校生等)本人)

① 朝ごはんの摂取状況(単数回答)

「ほとんど毎日食べる」の割合が85.6%と最も高くなっています。

回答者数 = 1,424

ほとんど毎日食べる
週4~5日は食べる
週2~3日は食べる
ほとんど食べない
無回答

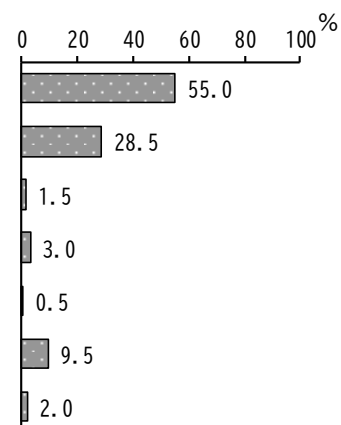


② 朝ごはんを食べない理由(単数回答)

「食べる時間がないから」の割合が55.0%と最も高く、次いで「食べたくないから(食欲がないから)」の割合が28.5%となっています。

回答者数 = 200

食べる時間がないから
食べたくないから(食欲がないから)
太りたくないから
朝ごはんの用意がないから
おうちの人も朝ごはんを食べていないから
その他
無回答

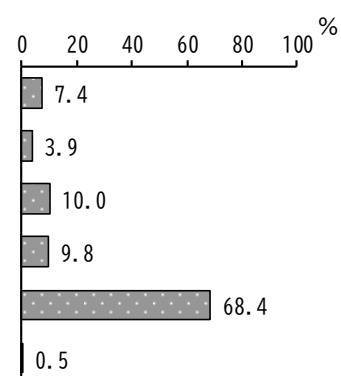


③ 夕ごはんを子ども(18歳以下)だけで食べることがあるか(単数回答)

「ほとんどない」の割合が68.4%と最も高く、次いで「週に2~3日」の割合が10.0%となっています。

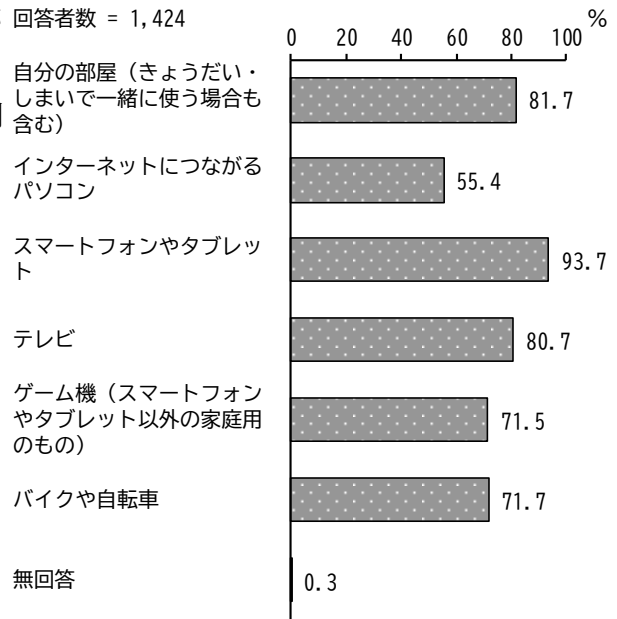
回答者数 = 1,424

ほとんど毎日
週に4~5日
週に2~3日
週に1日程度
ほとんどない
無回答



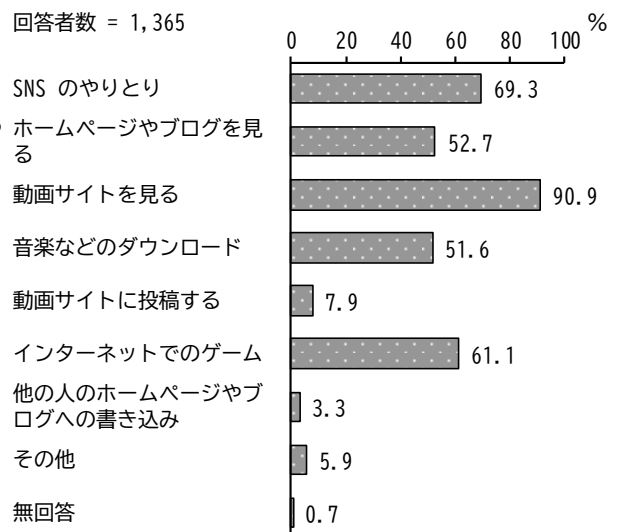
④ 所持・使用可能物品の状況（複数回答）

「スマートフォンやタブレット」の割合が 93.7%と最も高く、次いで「自分の部屋（きょうだい・しまいで一緒に使う場合も含む）」の割合が 81.7%、「テレビ」の割合が 80.7%となっています。



⑤ インターネット・スマホの使用状況（複数回答）

「動画サイトを見る」の割合が 90.9%と最も高く、次いで「SNSのやりとり」の割合が 69.3%、「インターネットでのゲーム」の割合が 61.1%となっています。

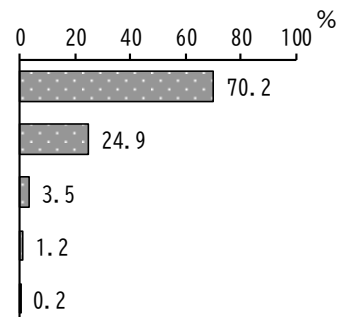


⑥ 自宅にいるときの時間が楽しいか（単数回答）

「楽しい」の割合が70.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば楽しい」の割合が24.9%となっています。

回答者数 = 1,424

楽しい
 どちらかといえば楽しい
 どちらかといえば楽しくない
 楽しくない
 無回答

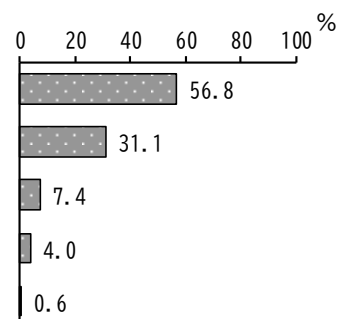


⑦ 学校にいるときの時間が楽しいか（単数回答）

「楽しい」の割合が56.8%と最も高く、次いで「どちらかといえば楽しい」の割合が31.1%となっています。

回答者数 = 1,411

楽しい
 どちらかといえば楽しい
 どちらかといえば楽しくない
 楽しくない
 無回答

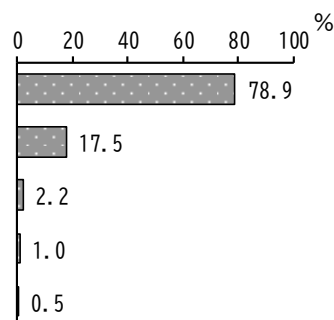


⑧ 放課後や自由時間が楽しいか（単数回答）

「楽しい」の割合が78.9%と最も高く、次いで「どちらかといえば楽しい」の割合が17.5%となっています。

回答者数 = 1,424

楽しい
 どちらかといえば楽しい
 どちらかといえば楽しくない
 楽しくない
 無回答

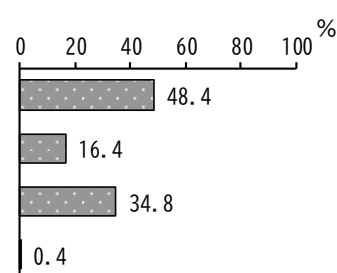


⑨ ヤングケアラーという言葉を知っているか（単数回答）

「言葉も内容も知っている」の割合が48.4%と最も高く、次いで「知らない」の割合が34.8%、「言葉は聞いたことがある」の割合が16.4%となっています。

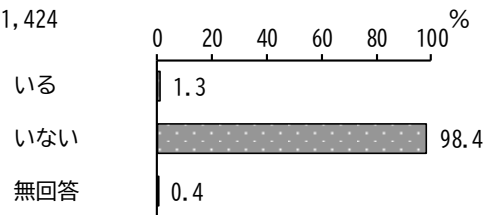
回答者数 = 1,424

言葉も内容も知っている
 言葉は聞いたことがある
 知らない
 無回答



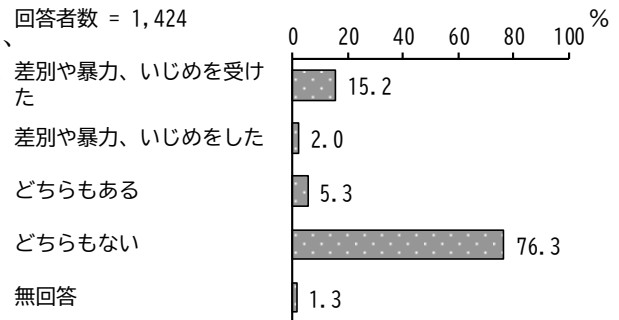
⑩ 勉強や遊ぶ時間を削ってお世話をしている家族がいるか（単数回答）

「いる」の割合が1.3%、「いない」の割合が98.4%となっています。



⑪ 差別・暴力・いじめを受けたこと・したことがあるか（単数回答）

「どちらもない」の割合が76.3%と最も高く、次いで「差別や暴力、いじめを受けた」の割合が15.2%となっています。

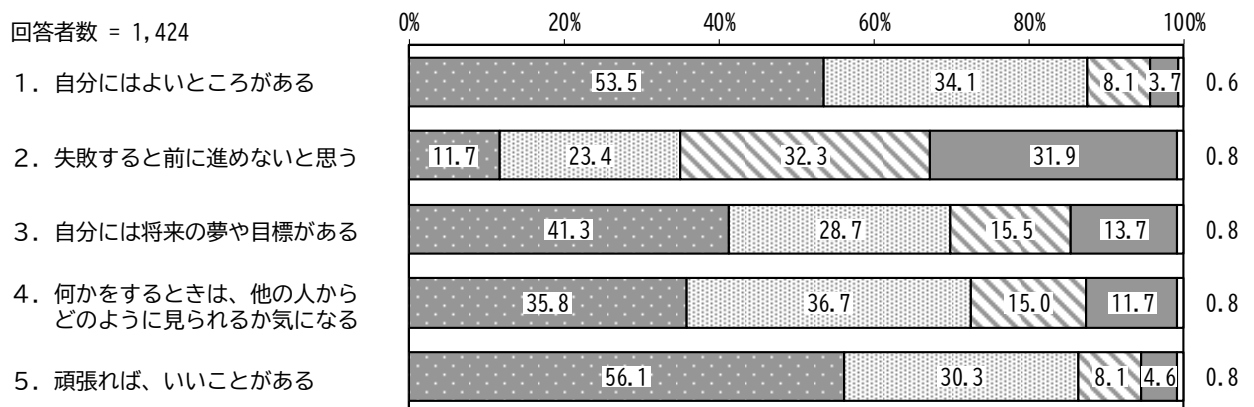


⑫ 自分のことについてどう思うか（単数回答）

『1. 自分にはよいところがある』、『5. 頑張れば、いいことがある』で「そう思う」の割合が、『2. 失敗すると前に進めないと思う』で「そう思わない」の割合が高くなっています。

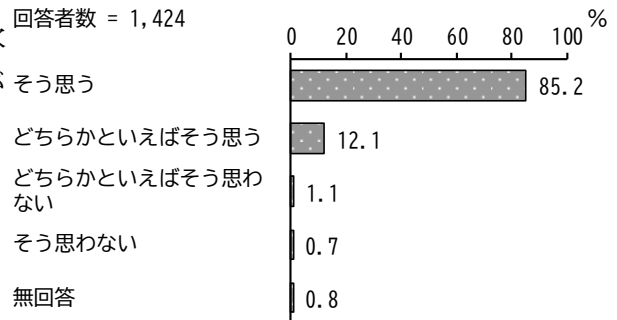
- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない
- 無回答

回答者数 = 1,424



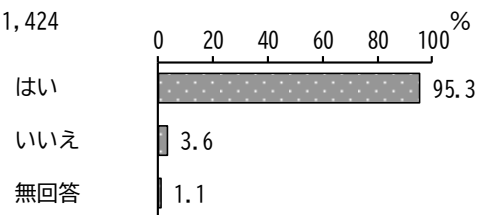
⑬ 「自分の命が守られ安心して暮らしている」と思うか（単数回答）

「そう思う」の割合が85.2%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」の割合が12.1%となっています。



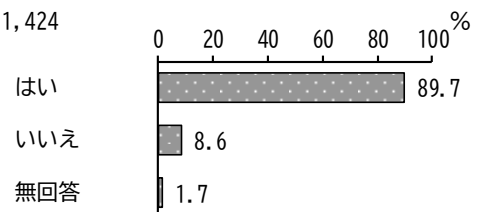
⑭ 親や家族の人にあなたの意見を聞いてもらえているか（単数回答）

「はい」の割合が95.3%、「いいえ」の割合が3.6%となっています。



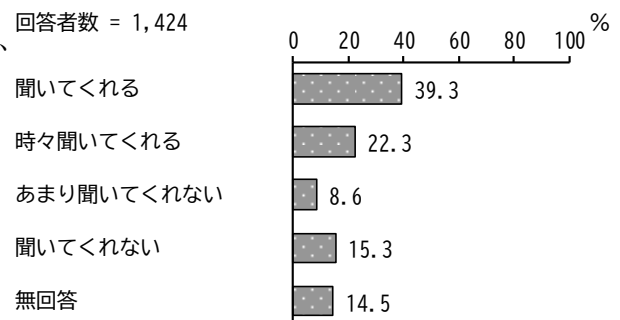
⑮ 学校の先生や職場の方にあなたの意見を聞いてもらえているか（単数回答）

「はい」の割合が89.7%、「いいえ」の割合が8.6%となっています。



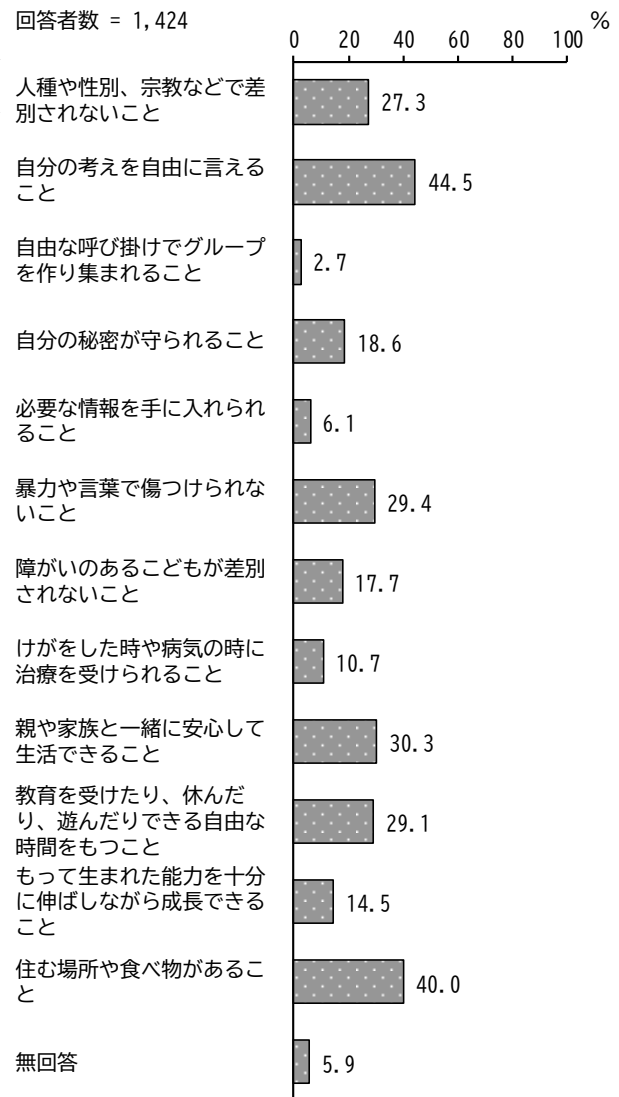
⑯ 地域で何かを決めるとき、大人はあなたの意見を聞いているか（単数回答）

「聞いてくれる」の割合が39.3%と最も高く、次いで「時々聞いてくれる」の割合が22.3%、「聞いてくれない」の割合が15.3%となっています。



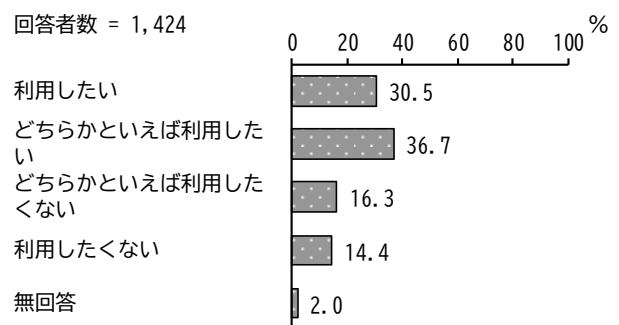
⑰ こどもの権利の中で特に大切だと思うこと（あてはまる番号に3つまで○）

「自分の考えを自由に言えること」の割合が44.5%と最も高く、次いで「住む場所や食べ物があること」の割合が40.0%、「親や家族と一緒に安心して生活できること」の割合が30.3%となっています。



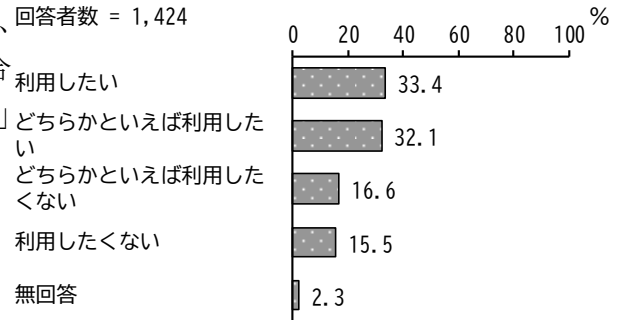
⑱ 無料で勉強を教えてくれる場所があれば利用したいか（単数回答）

「どちらかといえば利用したい」の割合が36.7%と最も高く、次いで「利用したい」の割合が30.5%、「どちらかといえば利用したくない」の割合が16.3%となっています。



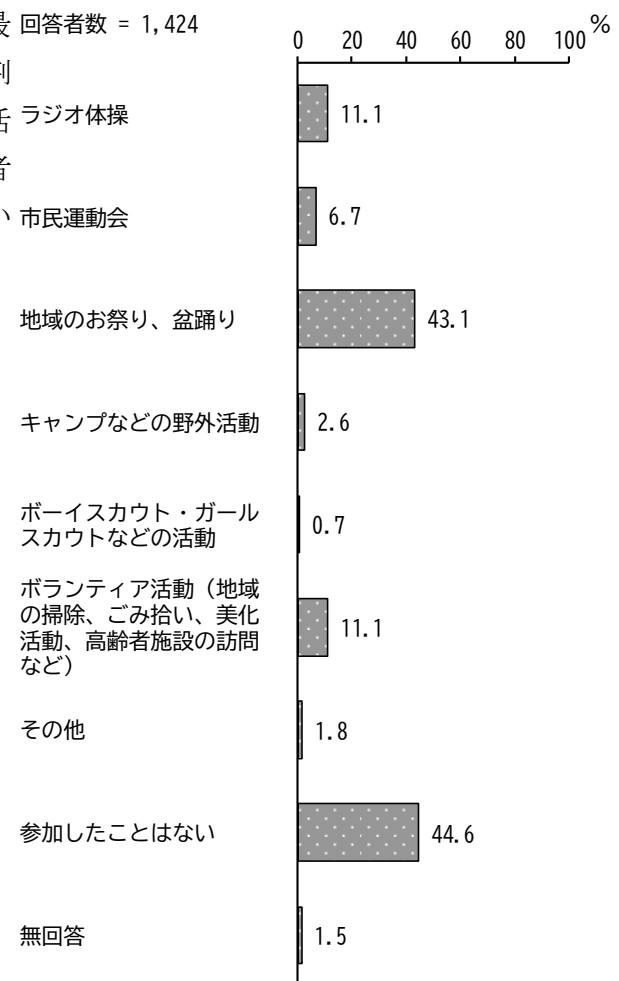
⑱ 地域の人などと一緒に無料、または低額でごはんが食べられる場所があれば利用したいか（単数回答）

「利用したい」の割合が33.4%と最も高く、回答者数 = 1,424
 次いで「どちらかといえば利用したい」の割合が32.1%、「どちらかといえば利用したくない」の割合が16.6%となっています。



⑳ この1年間に参加した地域活動（複数回答）

「参加したことはない」の割合が44.6%と最も高く、次いで「地域のお祭り、盆踊り」の割合が43.1%、「ラジオ体操」、「ボランティア活動（地域の掃除、ごみ拾い、美化活動、高齢者施設の訪問など）」の割合が11.1%となっています。

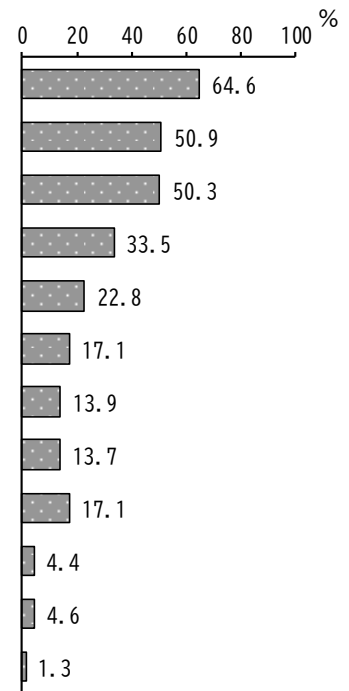


⑳ 今後施設を整備するとしたらどのような施設がいいか（複数回答）

「友だちと雑談や飲食ができるスペースがある」の割合が64.6%と最も高く、次いで「スポーツができる」の割合が50.9%、「勉強や読書ができる」の割合が50.3%となっています。

回答者数 = 1,424

友だちと雑談や飲食ができるスペースがある
 スポーツができる
 勉強や読書ができる
 パソコンやインターネットができる
 音楽やバンド活動ができる
 料理や手工芸など趣味の活動ができる
 ダンスができる
 スケートボードなどのストリートスポーツができる
 安心して相談できる
 特に理由がなく過ごすことができる
 その他
 無回答



⑫ 鎌倉市への要望やあなたの夢など（自由意見）

鎌倉市への要望やあなたの夢に関する自由記述は 692 件寄せられました。

それらをテーマごとに類型化したところ、「地域でのことについて」に関するものが最も多く 47.7%、次いで、「あなたの考えについて」に関するものが 30.5%、以下、「学校について」、「放課後や自由時間のすごしかたについて」、「ふだんの生活について」、「こどもの権利について」と続いています。

主な意見は次の通りです。

キーワード	件数（割合）	主な意見
ふだんの生活について	27 件（3.9%）	駅にエレベーターの設置 ショッピングモール、遊び場の誘致 医療証の高校生までの使用 母子家庭に優しい市制 自習できるスペースがほしい
学校について	93 件（13.4%）	学校の清潔さ 中学校の給食が少ない 不登校の子どもたちの行き場がほしい 中学生の部活動と勉強の関係を考え直すべき タブレットを有効活用できているか
放課後や自由時間の すごしかたについて	28 件（4.0%）	総合図書館を作ってほしい 遊び場の充実 勉強ができる施設を増やしてほしい
あなたの考えについて	211 件（30.5%）	鎌倉は差別がない 子ども向けの政策を作ってほしい 大人の視点も交えた政策、町づくりが不可欠 ゴミ箱や自由に使えるトイレを設置 市長がこれからもより良い鎌倉を作ってほしい
こどもの権利について	3 件（0.4%）	アイデンティティ、プライバシー、人としての 権利が守られること 「こどもの権利」とは、人権のプラスα
地域でのことについて	330 件（47.7%）	自然災害に強い街を作ってほしい 公園や運動施設の充実 住宅街の街灯をもう少し増やしてほしい 道路の整備をしてほしい

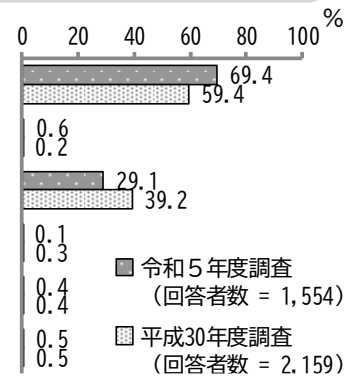
(3) 鎌倉市こども計画の策定に向けたアンケート調査結果 (就学前児童の保護者)

① 主に子育てを行っているのはどちらか (単数回答)

「父親・母親ともに」の割合が69.4%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が29.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「父親・母親ともに」の割合が増加しています。一方、「主に母親」の割合が減少しています。

父親・母親ともに
主に父親
主に母親
主に祖父母
その他
無回答

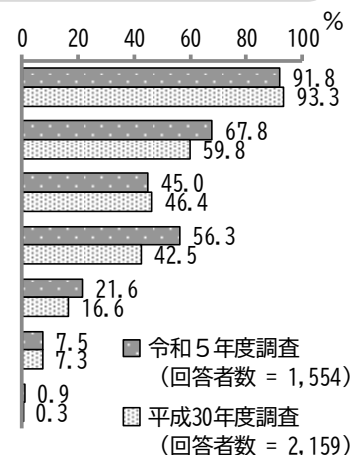


② 子育てに影響すると思われる環境 (複数回答)

「家庭」の割合が91.8%と最も高く、次いで「地域」の割合が67.8%、「保育所」の割合が56.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「地域」「保育所」の割合が増加しています。

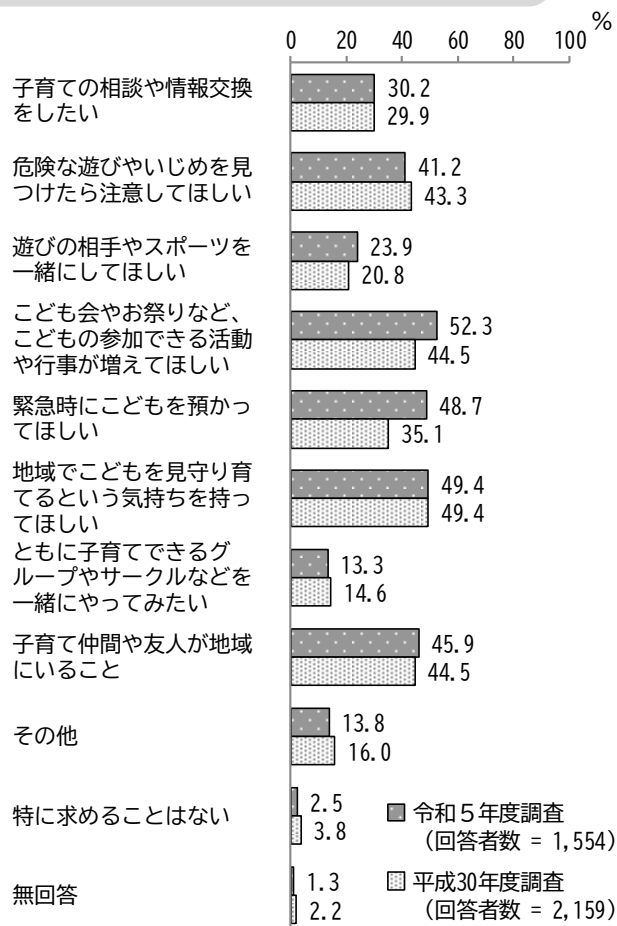
家庭
地域
幼稚園
保育所
認定こども園
その他
無回答



③ 子育てをするにあたり地域に求めること（複数回答）

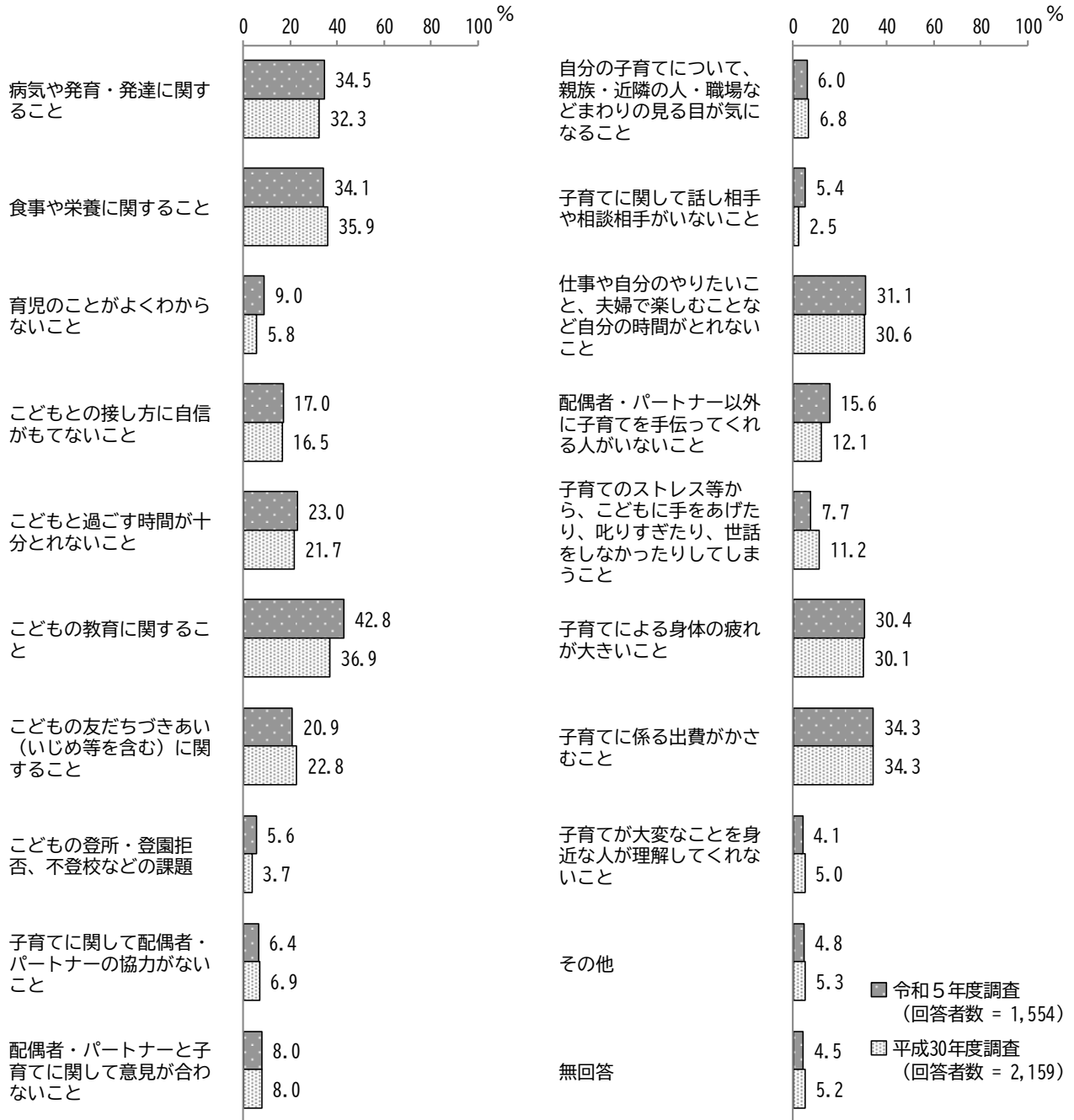
「子ども会やお祭りなど、こどもの参加できる活動や行事が増えてほしい」の割合が52.3%と最も高く、次いで「地域で子どもを見守り育てるという気持ちを持ってほしい」の割合が49.4%、「緊急時に子どもを預かってほしい」の割合が48.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「子ども会やお祭りなど、こどもの参加できる活動や行事が増えてほしい」「緊急時に子どもを預かってほしい」の割合が増加しています。



④ 子育てに関して、日頃悩んでいること、また気になること（複数回答）

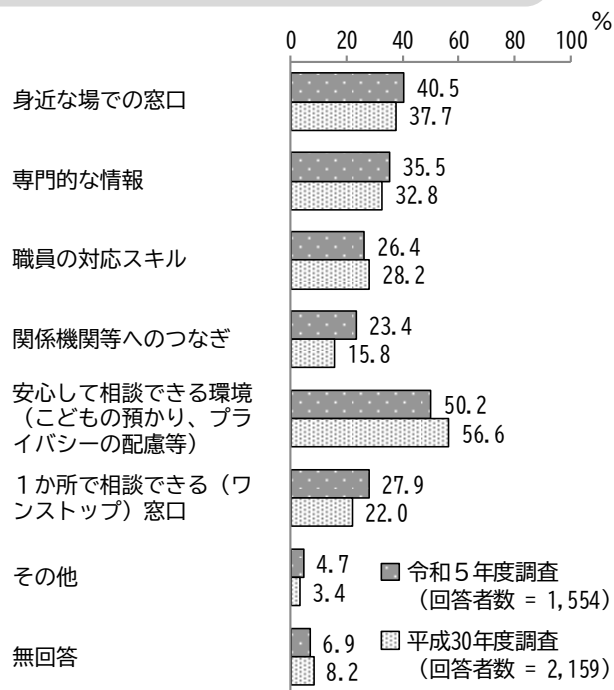
「こどもの教育に関すること」の割合が42.8%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」の割合が34.5%、「子育てに係る出費がかさむこと」の割合が34.3%となっています。平成30年度調査と比較すると、「こどもの教育に関すること」の割合が増加しています。



⑤ 子育てに関する相談で充実してほしいこと（複数回答）

「安心して相談できる環境（こどもの預かり、プライバシーの配慮等）」の割合が50.2%と最も高く、次いで「身近な場での窓口」の割合が40.5%、「専門的な情報」の割合が35.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「関係機関等へのつなぎ」「1か所で相談できる（ワンストップ）窓口」の割合が増加しています。一方、「安心して相談できる環境（こどもの預かり、プライバシーの配慮等）」の割合が減少しています。

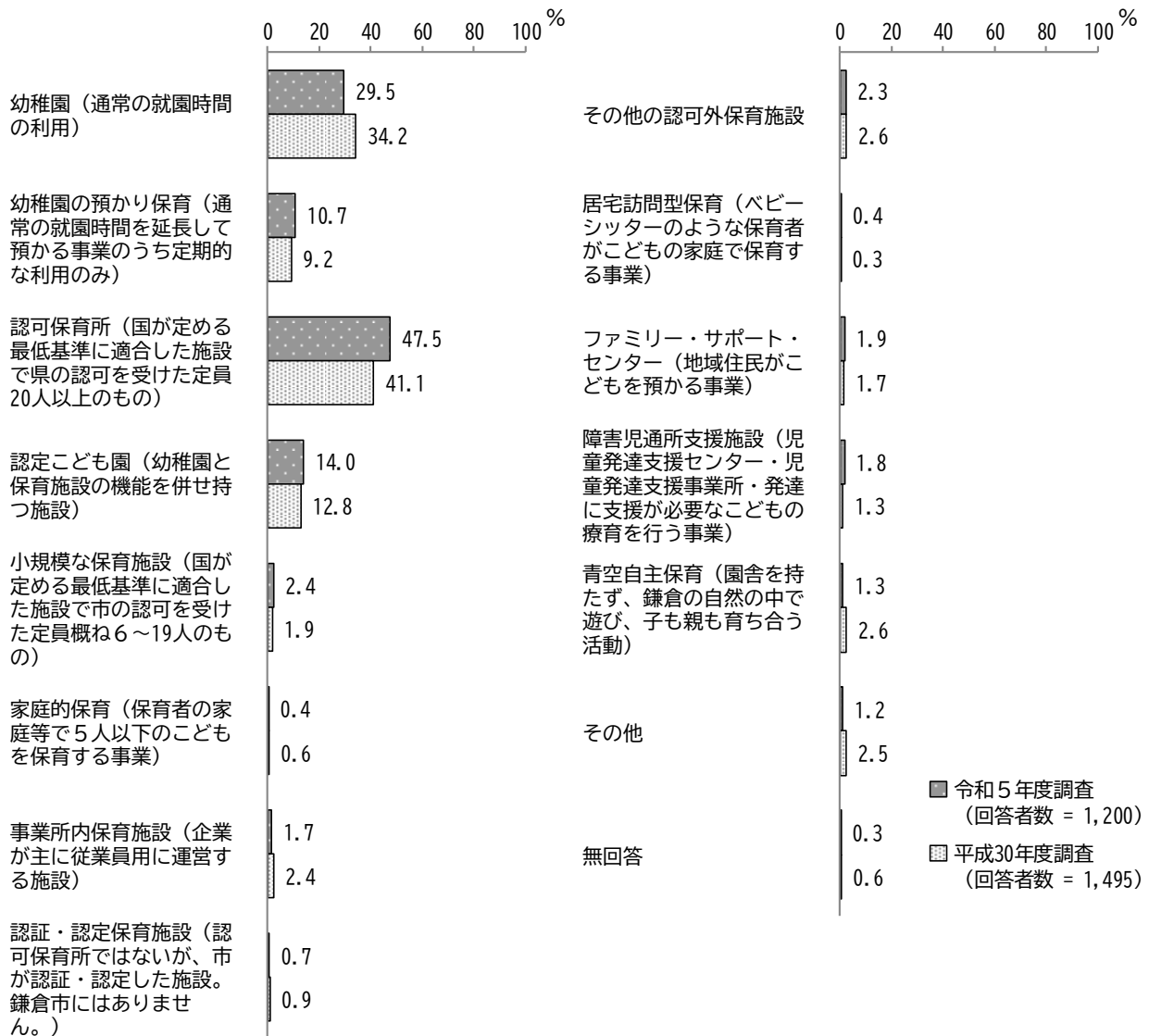


⑥ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

ア 平日の定期的にご利用している教育・保育事業（複数回答）

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で県の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が47.5%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が29.5%、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が14.0%となっています。

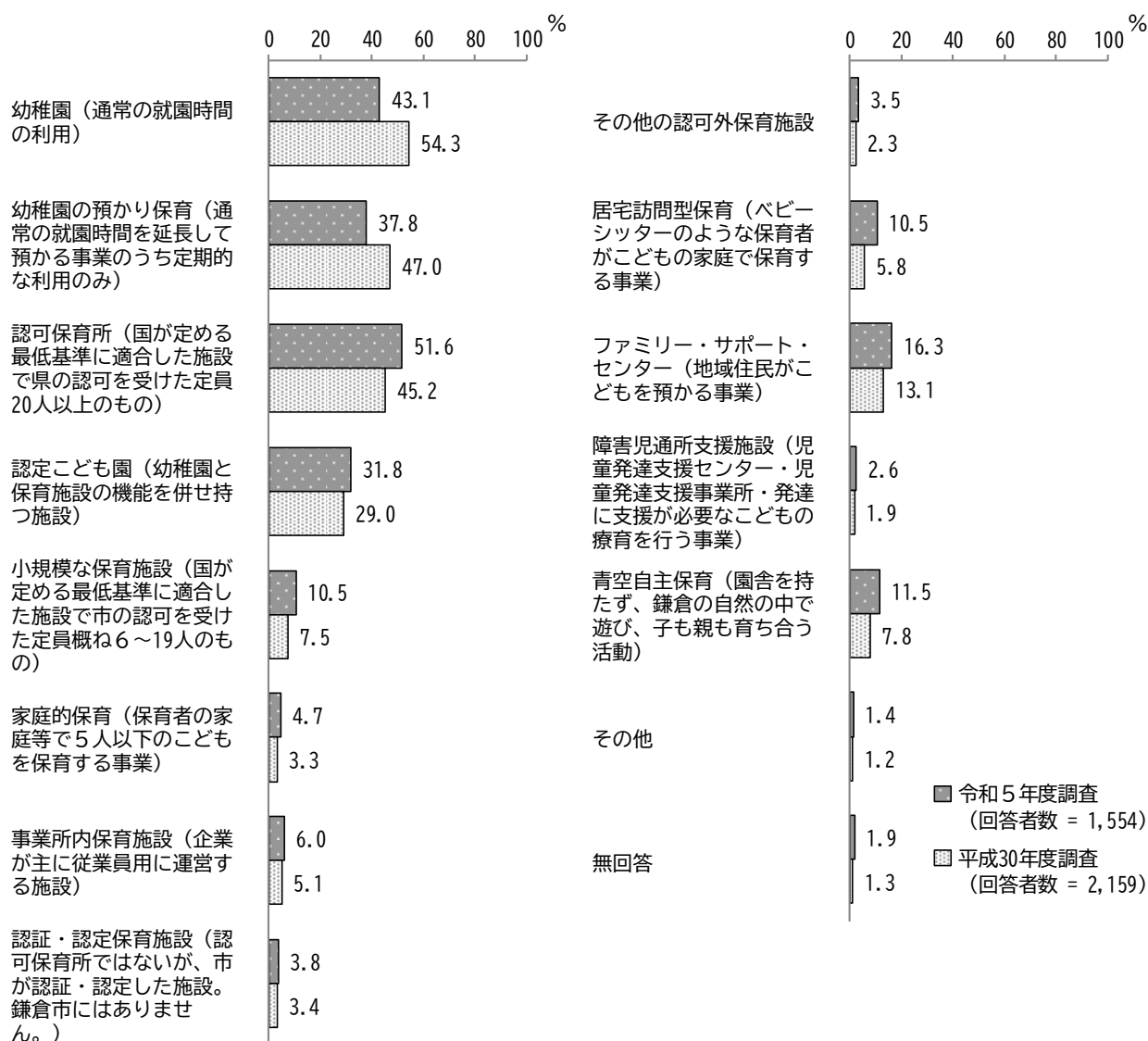
平成30年度調査と比較すると、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で県の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が増加しています。



イ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答）

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で県の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が51.6%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が43.1%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が37.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で県の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が減少しています。

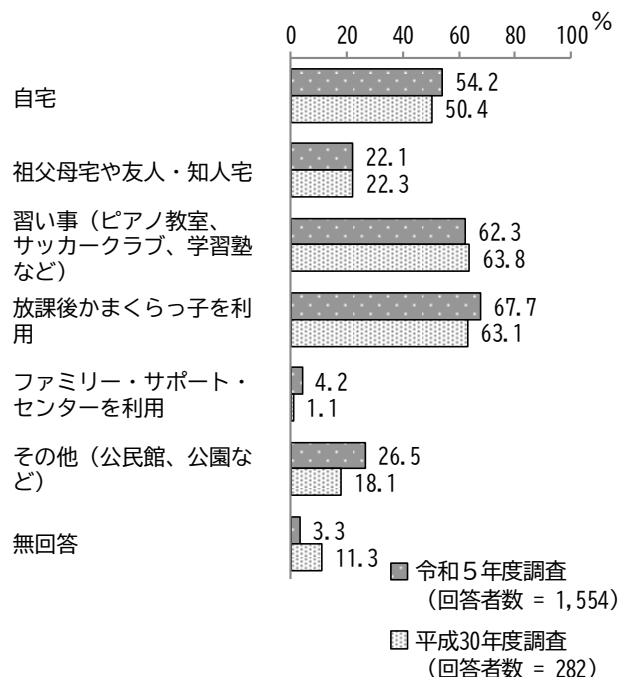


⑦ 小学校低学年の放課後の時間を過ごさせたい場所（複数回答）

【夏季（4～9月）】

「放課後かまくらっ子を利用」の割合が67.7%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が62.3%、「自宅」の割合が54.2%となっています。

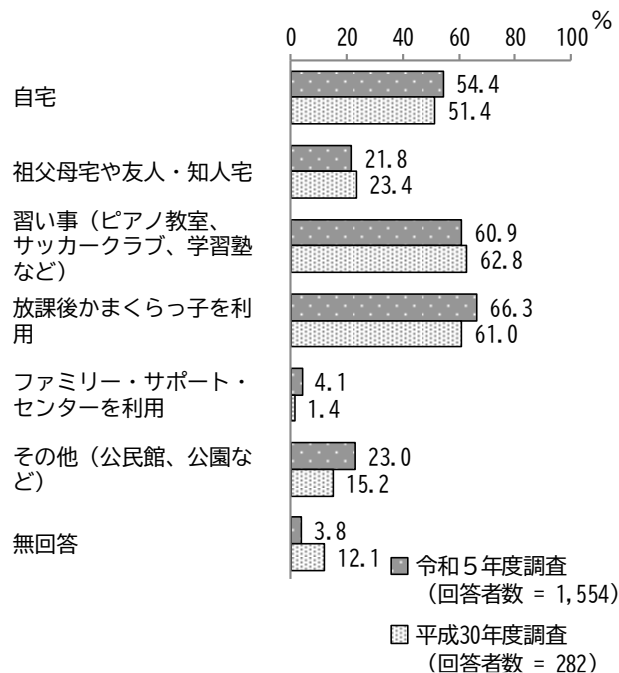
平成30年度調査と比較すると、「その他（公民館、公園など）」の割合が増加しています。



【冬季（10～3月）】

「放課後かまくらっ子を利用」の割合が66.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が60.9%、「自宅」の割合が54.4%となっています。

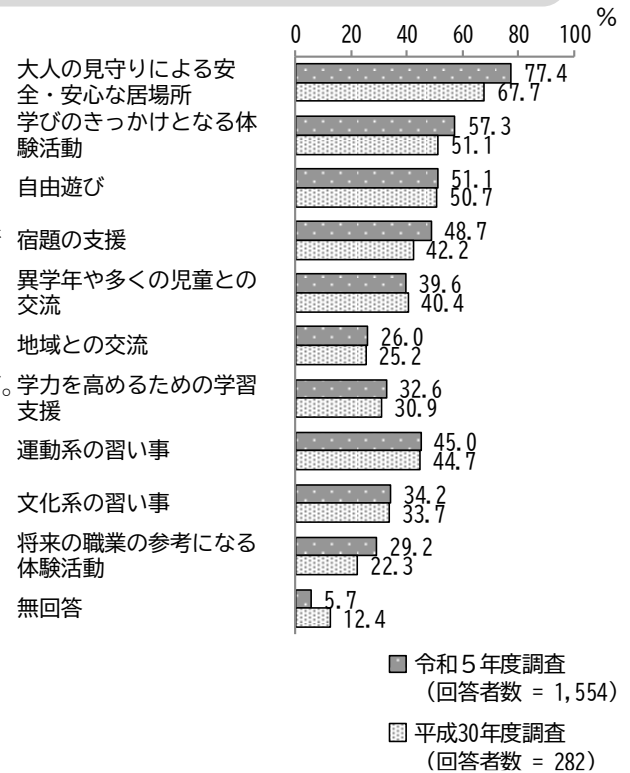
平成30年度調査と比較すると、「放課後かまくらっ子を利用」「その他（公民館、公園など）」の割合が増加しています。



⑧ こどもが放課後の時間を過ごすにあたり必要だと思うもの（複数回答）

「大人の見守りによる安全・安心な居場所」の割合が77.4%と最も高く、次いで「学びのきっかけとなる体験活動」の割合が57.3%、「自由遊び」の割合が51.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「大人の見守りによる安全・安心な居場所」「学びのきっかけとなる体験活動」「宿題の支援」「将来の職業の参考になる体験活動」の割合が増加しています。



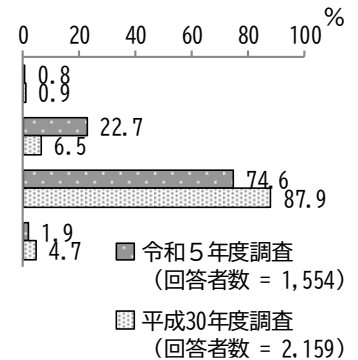
⑨ 育児休業の取得状況（単数回答）

【父親】

「取得していない」の割合が74.6%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が22.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が3倍以上に増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。

働いていなかった
取得した（取得中である）
取得していない
無回答

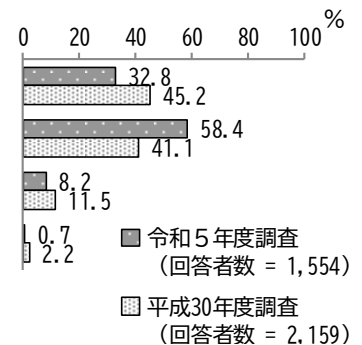


【母親】

「取得した（取得中である）」の割合が58.4%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が32.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

働いていなかった
取得した（取得中である）
取得していない
無回答



【取得していない理由】

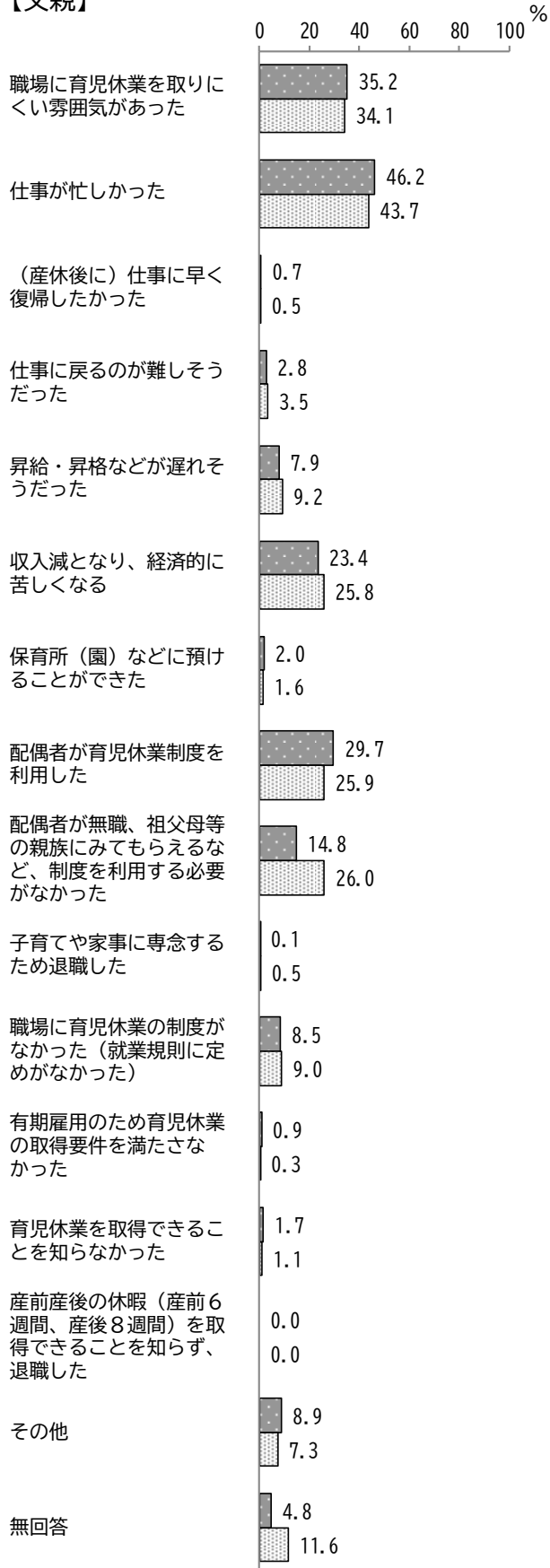
父親では、「仕事が忙しかった」の割合が46.2%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が35.2%、「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が29.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が減少しています。

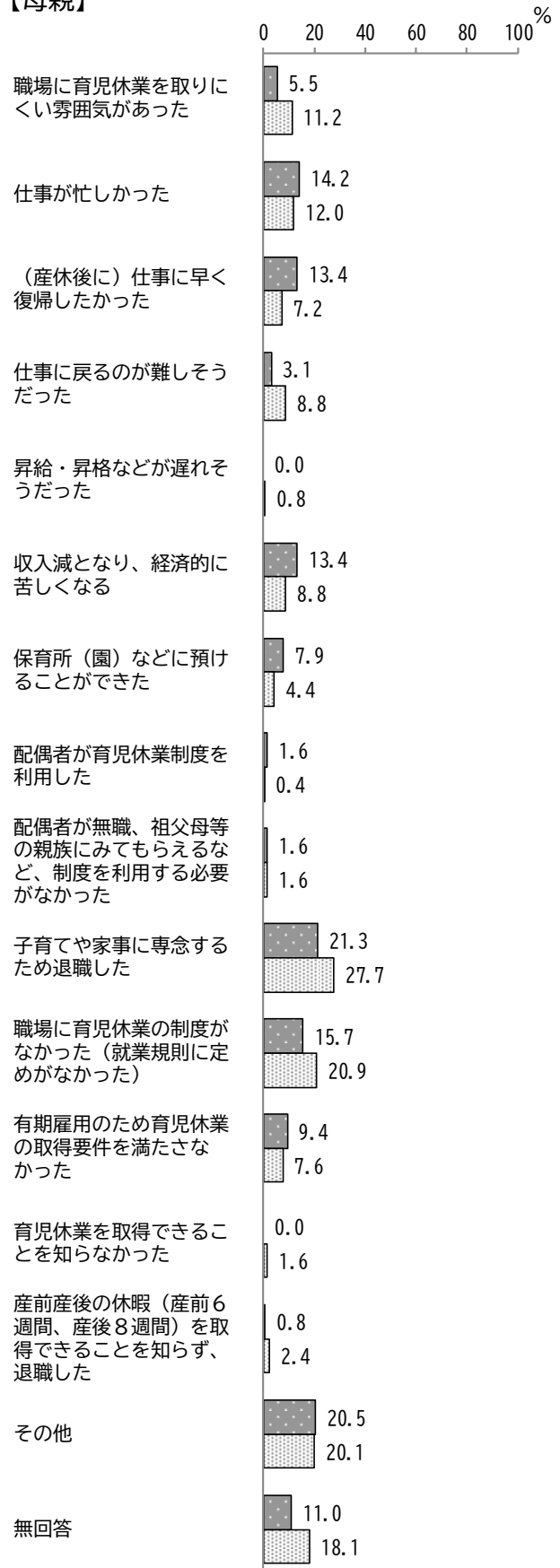
母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が21.3%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が15.7%、「仕事が忙しかった」の割合が14.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「（産休後に）仕事に早く復帰したかった」の割合が増加しています。一方、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事に戻るのが難しそうだった」「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が減少しています。

【父親】



【母親】

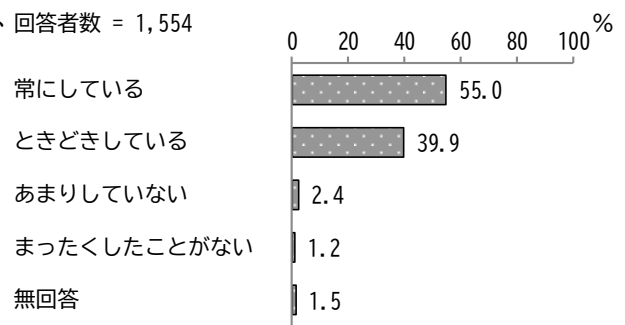


■ 令和5年度調査 (回答者数 = 1,159)
 ■ 平成30年度調査 (回答者数 = 1,898)

■ 令和5年度調査 (回答者数 = 127)
 ■ 平成30年度調査 (回答者数 = 249)

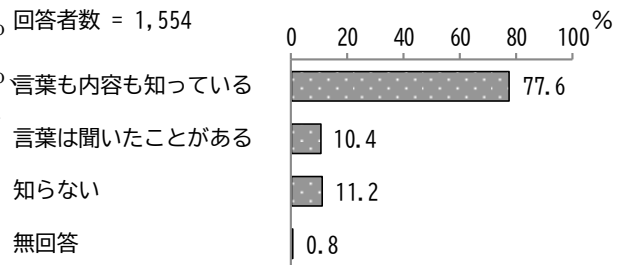
⑩ こどもからの意見や要望を聞き、取り入れる意識について（単数回答）

「常にしている」の割合が 55.0%と最も高く、回答者数 = 1,554
次いで「ときどきしている」の割合が 39.9%と
なっています。



⑪ ヤングケアラーという言葉を知っているか（単数回答）

「言葉も内容も知っている」の割合が 77.6% 回答者数 = 1,554
と最も高く、次いで「知らない」の割合が 11.2%
「言葉は聞いたことがある」の割合が 10.4%と
なっています。

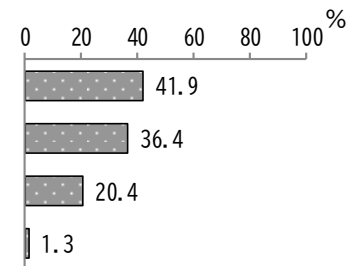


⑫ 「こどもの権利」の認知度（単数回答）

「名前も内容も知っている」の割合が41.9%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が36.4%、「知らなかった」の割合が20.4%となっています。

回答者数 = 1,554

名前も内容も知っている
名前は知っているが内容は知らなかった
知らなかった
無回答

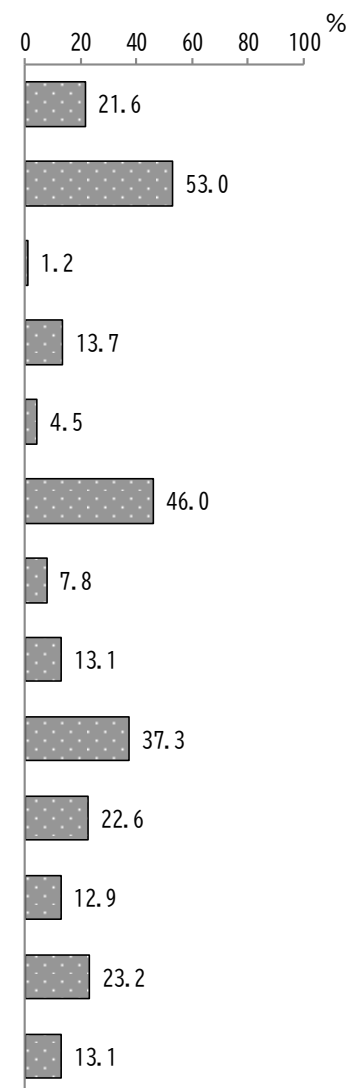


⑬ こどもの権利の中で特に大切だと思うこと（あてはまる番号に3つまで○）

「自分の考えを自由に言えること」の割合が53.0%と最も高く、次いで「暴力や言葉で傷つけられないこと」の割合が46.0%、「親や家族と一緒に安心して生活できること」の割合が37.3%となっています。

回答者数 = 1,554

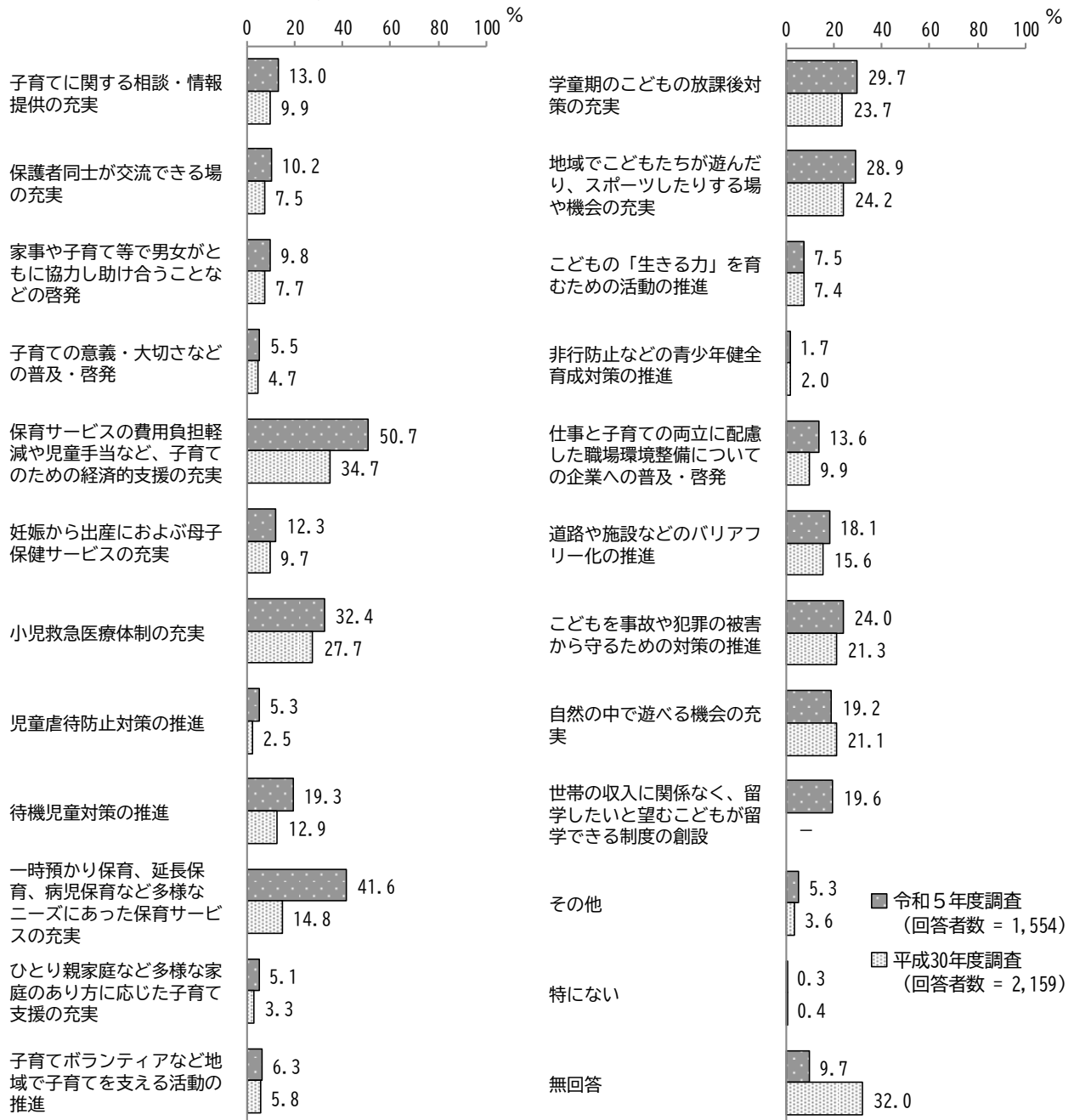
人種や性別、宗教などで差別されないこと
自分の考えを自由に言えること
自由な呼び掛けでグループを作り集まれること
自分の秘密が守られること
必要な情報を手に入れられること
暴力や言葉で傷つけられないこと
障がいのあるこどもが差別されないこと
けがをした時や病気の際に治療を受けられること
親や家族と一緒に安心して生活できること
教育を受けたり、休んだり、遊んだりできる自由な時間をもつこと
もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
住む場所や食べ物があること
無回答



⑭ 子育て支援でもっと力をいれてほしいもの（あてはまる番号に5つまで○）

「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」の割合が50.7%と最も高く、次いで「一時預かり保育、延長保育、病児保育など多様なニーズにあった保育サービスの充実」の割合が41.6%などとなっています。

平成30年度調査と比較すると、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」「待機児童対策の推進」「一時預かり保育、延長保育、病児保育など多様なニーズにあった保育サービスの充実」「学童期のこどもの放課後対策の充実」の割合が増加しています。

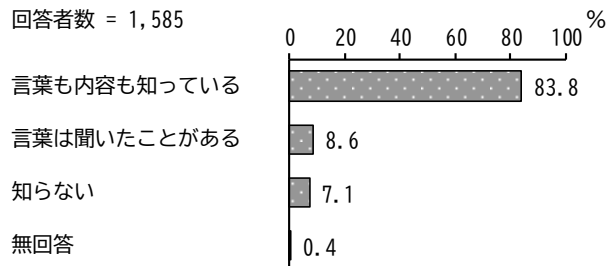


※前回調査では、「世帯の収入に関係なく、留学したいと望む子どもが留学できる制度の創設」の選択肢はありませんでした。

(4) 鎌倉市こども計画の策定に向けたアンケート調査結果 (小学生から高校生等の保護者)

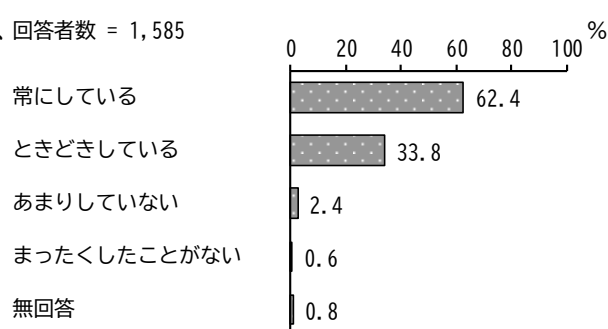
① ヤングケアラーという言葉を知っているか (単数回答)

「言葉も内容も知っている」の割合が 83.8% (回答者数 = 1,585) と最も高くなっています。



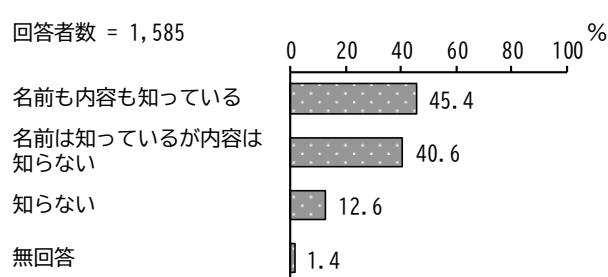
② こどもからの意見や要望を聞き、取り入れる意識について (単数回答)

「常にしている」の割合が 62.4% と最も高く、回答者数 = 1,585
次いで「ときどきしている」の割合が 33.8% となっています。



③ 「こどもの権利」の認知度 (単数回答)

「名前も内容も知っている」の割合が 45.4% (回答者数 = 1,585) と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らない」の割合が 40.6%、「知らない」の割合が 12.6% となっています。



④ こどもの権利の中で特に大切だと思うこと（あてはまる番号に3つまで○）

「自分の考えを自由に言えること」の割合が54.7%と最も高く、次いで「暴力や言葉で傷つけられないこと」の割合が50.2%、「親や家族と一緒に安心して生活できること」の割合が36.2%となっています。

回答者数 = 1,585

人種や性別、宗教などで差別されないこと

自分の考えを自由に言えること

自由な呼び掛けでグループを作り集まれること

自分の秘密が守られること

必要な情報を手に入れられること

暴力や言葉で傷つけられないこと

障がいのあるこどもが差別されないこと

けがをした時や病気の時に治療を受けられること

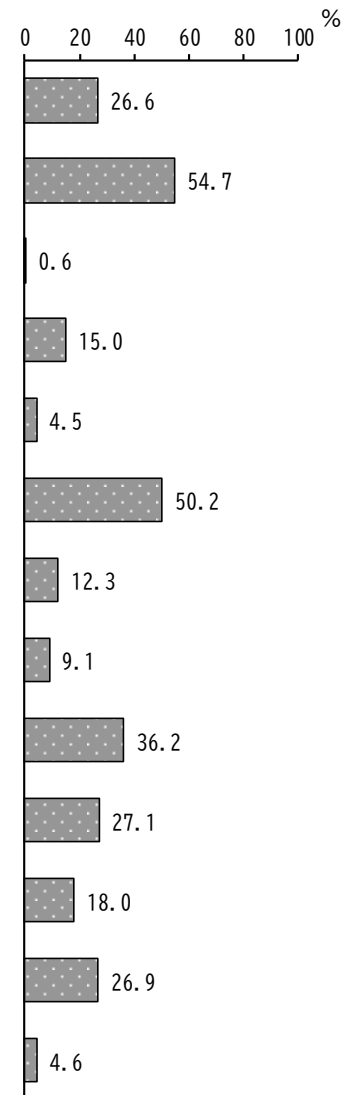
親や家族と一緒に安心して生活できること

教育を受けたり、休んだり、遊んだりできる自由な時間をもつこと

もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

住む場所や食べ物があること

無回答



⑤ こどもへの暴力的な言動や行動の実施について（複数回答）

「心を傷つける言葉を言う」の割合が11.4%、回答者数 = 1,585
たたいたり殴ったりするなどが約3%などとなっています。

「特にない」の割合は80.1%でした。

叩いたり殴ったりする

心を傷つける言葉を言う

性的に嫌なことをしたり、させたりする

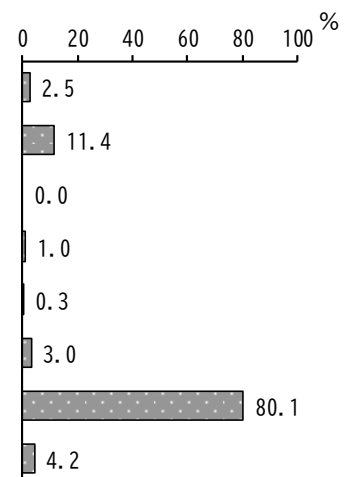
世話をしなかったり、無視したりする

こどもの前で配偶者等に暴力をふるう

その他

特にない

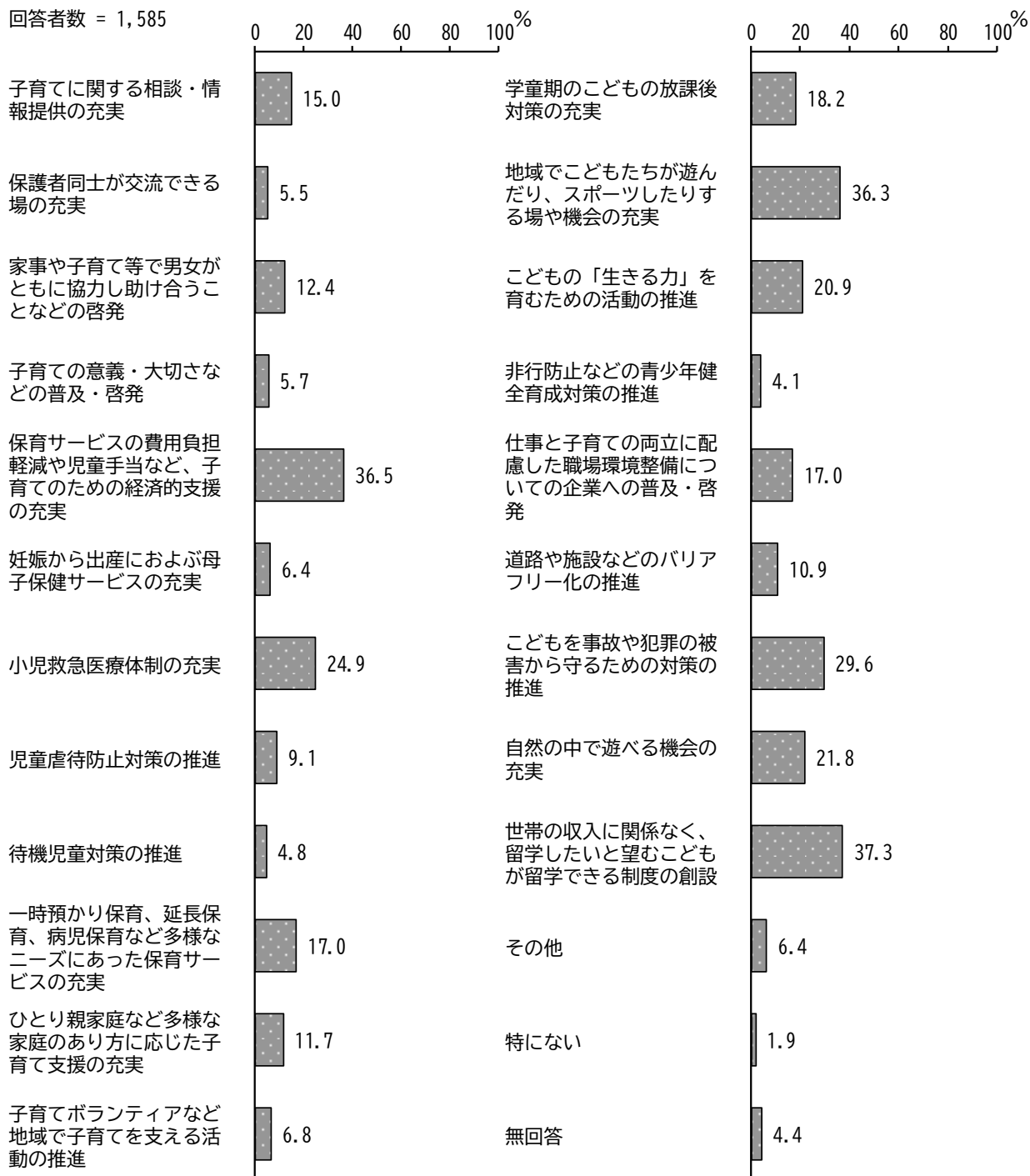
無回答



⑥ 子育て支援でもっと力をいれてほしいもの（あてはまる番号に5つまで○）

「世帯の収入に関係なく、留学したいと望むこどもが留学できる制度の創設」の割合が37.3%と最も高く、次いで「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」の割合が36.5%、「地域でこどもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」の割合が36.3%となっています。

回答者数 = 1,585



1 基本理念

本市では、「第3次鎌倉市総合計画」において、あるべき将来都市像として、豊かな歴史的遺産と自然環境、とくに、残された緑の保全に努めることを基調に、「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」としています。その将来像の実現に向けて、こども・子育ての分野では、「健やかで心豊かに暮らせるまち」を掲げ、子育てしやすいまちづくりをめざし、豊かな心をもった人間を育て、青少年が健やかに成長できる環境づくりなどを進めています。

「第1期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」では、社会全体で子育てを支えるため、地域や関係団体などとともに、海と山の美しい自然環境やゆたかな歴史的遺産など鎌倉の特性を生かしながら「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念に掲げ、子育て支援の施策を推進してきました。

「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」では、こどもの元気な声がまちにこだまし、これからこどもの生まれてくる家庭や、子育てをしている家庭に笑い声が絶えず、まちのみんながこどもたちを温かく包み込む、そのようなまちをめざし、第1期計画で掲げた基本理念を継承し、この理念を具現化するために各施策を実施してきました。

本計画でも引き続き、これまでの計画の理念や方向性などを引き継ぐとともに、「第3次鎌倉市総合計画」の方針を踏まえ、「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念とします。

なお、こども基本法において「こども」とは、「心身の発達過程にある者」とされています。これは18歳や20歳という年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示しているものです。本計画における「こども」とは、この考え方に準じ、こどもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指すこととします。

【 基本理念 】

こどもが健やかに育つまち
子育ての喜びが実感できるまち
子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉

2 計画の視点

本市では、これまで平成 27（2015）年 3 月に「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」を、令和 2（2020）年 3 月に「第 2 期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」を策定し、こどもの健やかな成長、子育ての支援のための施策を推進してきました。

また、平成 23 年 8 月に策定し 5 年毎に改訂を重ねてきた「鎌倉市子ども・若者育成プラン」では、こどもが将来の社会の担い手となるように健全育成と自立を支援するための施策を推進してきました。

【SDGs 未来都市】

本市は平成 30（2018）年に「SDGs 未来都市」に選定され、「鎌倉市 SDGs 未来都市計画」を策定しました。2030 年のあるべき姿の一つとして、「共生・共創社会の実現（社会）」を掲げており、SDGs の理念を活かした取組を行っています。

※SDGs とは

SDGs とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015 年 9 月の国連サミットで採択され、国連加盟 193 か国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた、世界共通の 17 の目標です。



【子育て支援に特に関連する SDGs のゴール】



妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を充実するとともに、多様な子育てニーズやライフステージに合わせた支援を通じ、すべての子育て家庭が安全で安心して子育てできる環境の整備を進めます。関係機関との連携体制の構築や支援施策を充実し、児童虐待を未然に防止します。また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育の機会の確保や、保育施設、親子の居場所、児童の放課後等の居場所など、子育て関連等施設の充実に取り組みます。

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画において SDGs の達成に向けた取組の方向性を提示しているため、本計画についても取組との整合を図ります。

【鎌倉市共生社会の実現を目指す条例】

本市では、市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことができる社会を実現することを目的として、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定し、平成31年（2019年）4月1日から施行しました。

（基本理念）

第3条 共生社会の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき、行うこととする。

- (1) 市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。
- (2) 市民が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。
- (3) 市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること。

（基本的施策）

第6条 市、市民及び事業者が、基本理念にのっとり、共生社会の実現を目指すに

当たり、市は、次に掲げる施策（以下「基本的施策」という。）を講ずるものとする。

(1) 共生社会について学び、実践できるような共生の意識の形成を図るための次に掲げる施策

ア 学校教育、社会教育その他の教育等の場において、市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう意識の形成を行うこと。

イ 市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び広報活動を行うこと。

(2) 十分な情報のやりとりを可能にするための次に掲げる施策

ア 市の提供する情報及び市民が知りたい情報のうち必要と認められるものを分かりやすく提供すること。

イ 市民が自分の意思や要求を相手に的確に伝えられるよう、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化すること。

(3) 市民が安全で安心した生活ができるような多様性に配慮した社会基盤施設等の整備に努めること。

(4) 共生の地域づくりを活性化させるための次に掲げる施策

ア 市民及び事業者が本来持っている力を発揮し続けるため、共生社会の実現に資する活動を実施する市民及び事業者との連携並びに支援を行うこと。

イ 地域における市民相互の支援体制を整備し、市民それぞれが役割を持ち、支え合い、役割を入れ替えながら、市民及び事業者が地域の生活課題の発見及び対応を可能とする地域づくりが行われるよう支援に努めること。

ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。

エ 支援に関わる者に対する教育、人材育成等の各種支援を通じ、支援の質を向上すること。

(5) 共生社会に向けた推進体制の構築並びに当該体制及び具体的施策の必要に応じた改善

2 市は、基本的施策を通じて、合理的配慮が行われるよう取組むものとする。

本条例は、鎌倉市の目指す共生社会の実現に向けた取組についての基本理念、行政の責務、市民及び事業者の役割を明確にし、基本的施策を定めることで、市全体の取組の土台となる共通認識になるよう位置づけています。

【子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例】

本市では、恵まれた環境を生かして、さらにこどもが大切にされ、育っていけるように、地域社会のすべての人がその役割を果たし、こどもを総合的に支援するため、「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」にて次のような基本理念を掲げています。

- (1) 子どもが、障害の有無、性別、経済状況、家族のかたち等にかかわらず、差別、体罰、いじめなどを受けることがなく、安心して生きていくことができるよう、子どもが一人の人間として尊重されること。
- (2) 子どもが、心身の健やかな成長を阻害されることがないように、子どもの最善の利益を追求し、虐待や育児放棄を受けることがなく、安心して生きていくことができる環境が整えられること。
- (3) 子どもが、成長の段階に応じた学びや生活の支援を受けることで、社会で生活する能力を身に付けられること。又、子どもが、何を思い感じながら行動、活動しているのか理解され、一人ひとりの個性や可能性を伸ばすことができる環境が整えられること。
- (4) 子どもへの支援は、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの責務や役割を果たすとともに、相互に連携協力して継続的に行われること。

また、こども基本法に基づく「こども大綱」においても、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守ることを重視し、次のような基本的な方針が盛り込まれています。(一部抜粋)

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

引き続き計画的に子育て支援施策を推進するため、以上のような視点を踏まえ、「鎌倉市こども計画(第3期鎌倉市こども・子育てきらきらプラン)」を策定し、こども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の目標

基本理念の実現のために、この計画の目標を以下のように定めます。

こども・若者が、自立した個人として
ひとしく健やかに成長することができ、
ひとしく権利の主体として、自分らしく
幸せな生活を送ることができる

この計画の実現に向けて、施策を実施していく上での「3つの原則」を定めます。

(1) こども・若者の権利を保障し、意見を尊重する

こども・若者を、権利の主体として、多様な人格を持った自立した個人として尊重し、安全に安心して意見を述べる場や社会的活動への参画の機会をつくる。

(2) こども・若者が自分らしく幸せに成長できる

こども・若者が、安全で安心な環境のもと、多様な体験の機会を通じて、自分らしく学び育つことができる。

(3) こども・若者の育ちや状況に応じて切れ目なく支える

こども・若者一人ひとりの心身の成長や状況にあわせて、途切れることなく必要な支援を行う。

4 計画の体系

本計画における体系について

これまで「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」では基本理念をもとに設定した基本目標をもとに施策体系を整備してきました。

しかし、本計画では、「主体」となる子ども・若者や子育て当事者の視点に立ってわかりやすく施策を示すため、子ども大綱の体系をもとに、次の観点で施策体系を整備します。

(1) ライフステージに共通した取組を推進します

全ての市民に対して、子ども・若者の権利について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

また、子ども・若者の貧困対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、それぞれの特性に合わせて、子ども・若者やその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。

さらに、安全な道路交通環境や防犯・防災対策など、安心して子育て・子育てできるまちづくりに取り組みます。

(2) ライフステージ別取組を推進します

こどものウェルビーイングの向上に向けて、ライフステージに応じてこどもの教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からのこどもの発育・発達への支援に取り組みます。また、こどもの自主性・社会性の育成や困難を抱える若者への支援など、子ども・若者の健やかな成長と発達を総合的に支援します。

(3) 子育て当事者への支援の取組を推進します

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

また、保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実、ひとり親家庭等への支援の充実を図ります。

体系図

[基本理念]

[観点]

[主要施策]

こどもが健やかに育つまち
子育ての喜びが実感できるまち
子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉

1 ライフステージに共通した取組を推進します

- (1) こども・若者の権利と主体性・多様性の尊重及び意見の反映
- (2) 多様な遊びや体験及び交流の機会づくり
- (3) こどもまんなかの居場所づくり
- (4) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (5) こども・若者の貧困対策の推進
- (6) 障がいのあるこども・医療的ケア児等とその家庭への支援
- (7) 児童虐待防止対策の推進及びヤングケアラーへの支援
- (8) こども・若者の安心安全な生活環境の確保

2 ライフステージ別取組を推進します

- ア こどもの誕生前から幼児期まで
- (1) 妊娠前から出産、幼児期までの切れ目のない支援体制の充実
 - (2) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの育ちの保障
- イ 学童期・思春期
- (1) 資質・能力の育成に向けた学校教育の充実
 - (2) こども・若者の健全な成長への支援
- ウ 青年期
- (1) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援の充実

3 子育て当事者への支援の取組を推進します

- (1) 経済的支援の充実
- (2) 家庭教育の充実
- (3) 協働による子育て支援ネットワークの構築と支援
- (4) 子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり
- (5) 子育て情報提供の充実

1 ライフステージに共通した取組を推進します

主要施策（1）こども・若者の権利と主体性・多様性の尊重及び意見の反映

こども・若者の最善の利益を実現するためには、こどもと若者を権利の主体として認識し、その権利を保障するとともに、それぞれの多様な人格・個性を尊重することが重要です。また、こどもと若者が、自分自身に関係することについて、自由に意見を表すことができる機会を家庭、学校、地域等さまざまな場において確保し、その意見を施策に反映していくことが求められます。

市では、これまで「子どもの権利条約」や「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」等を踏まえた施策の展開を図るとともに、人権に関する啓発・教育を行ってきました。また、こどもたちが、自らの意見を自由に発言できる場を整備し、その意見を施策に反映させるよう努めてきました。今後も引き続き、こうした啓発や情報発信を通して、「こども基本法」等にも示された「子どもや若者を権利の主体として尊重する」などの理念の普及に努め、こども・若者が主体として活躍できる社会の実現に向けた取組を継続して行っていきます。

【寄せられた意見】

- ・ 「こどもの権利」の中で特に大切なものは「自分の考えを自由に言えること」である。（未児童保護者の保護者・小学生から高校生の保護者：選択式回答）
- ・ 一人一人のアイデンティティ、プライバシー、人としての権利が守られることを要望する。（こども本人：自由意見）
- ・ こども全員、人権はもちろんのこと、こどもであるからこそ必要な権利がある。（こども本人：自由意見）

【課題】

- こども・若者に対し、自らが権利の主体であることを広く周知するとともに、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進することが必要です。
- こども・若者やこども・若者に関わり得るすべての大人に対し、「こどもの権利」に関する理解を深め人権尊重の意識を高められるよう人権啓発活動を推進する必要があります。
- こども・若者が関わる施策について、当事者としてのこども・若者の意見を聴取し、その意見を施策に反映していくことが必要です。

【主な事業】

- ・「子どもの権利条約」の尊重（地域共生課）
- ・こどもが意見を言える場の設置（こども支援課）
- ・かまくら子ども議会の開催（教育指導課）
- ・「わたしの提案（子ども版）」の設置（地域共生課）
- ・「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」の周知・啓発（こども支援課）
- ・人権教育（教育指導課・教育センター）
- ・人権相談及び人権啓発（地域共生課）
- ・青少年問題協議会への若者の参画（青少年課）
- ・二十歳のつどい実行委員（青少年課）
- ・COCORU かまくら運営委員（青少年課）
- ・わかたま交換ノートおよびわかたまボイスキャッチ（青少年課）

主要施策（２）多様な遊びや体験及び交流の機会づくり

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。こどもが身体の諸感覚を使って自らの遊びを充実、発展させていくことは、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながります。また、他者との交流を通して社会について学ぶ機会を充実することは、こどもや若者の成長や望む生活を実現するために重要となります。

こども・若者が社会性を身に付け、成長にとって不可欠な豊かな感性・創造性を育み、健康な心と体で生活するために、また、こども・若者の個性を磨き、社会性や自立性を育むために、こども同士や異世代との交流の場や多様な体験機会の提供が求められています。

こうした遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりやその機会を保障することの重要性を認識し、こども・若者の年齢や発達に応じて、多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源も活かした遊びや体験の機会や場の創出に努めます。

【寄せられた意見】

- ・ 個人的には、日本文化について体験して、習える場があるといいなと思います。特に茶道に興味があります。（こども本人：自由意見）
- ・ せっかく『古都』である古きよき鎌倉を小中学校のときに感じるのが、非常に難しい。なので、パンフレットなどの教材のみでなく、しっかりとした実地体験型の市主催のイベントを開き、すべての小中学生が、「鎌倉ってこんなよいところなのか。」と思えるようなものを開いてくださると、非常にうれしい。（こども本人：自由意見）
- ・ 町内会の子ども会に参加する子が減っているから、みんな参加してほしい。（こども本人：自由意見）

【課題】

- 年齢や発達の種類、個性に応じた成長ができるよう、遊びや体験の機会をつくる必要があります。また、鎌倉の特色を生かした体験活動を整える必要があります。
- 様々な年齢のこども同士や多世代での交流を充実させていくことが必要です。

【主な事業】

- ・ 冒険遊び場協働運営事業（こども支援課）
- ・ 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）（こども家庭相談課）
- ・ 遊び場デビュークラス（こども家庭相談課）
- ・ 小中学生と園児の交流（保育課・教育指導課・教育センター）
- ・ 放課後かまくらっ子の運営（青少年課）
- ・ 多世代交流事業（高齢者いきいき課）
- ・ 子ども会活動補助事業（青少年課）

主要施策（3）こどもまんなかの居場所づくり

多くのこども・若者が、年齢を問わず、お互いの個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、地域や社会全体で支えていくことが必要です。

こども・若者の居場所とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、それぞれが思い思いに好きなことをして過ごすことで、その場所や時間、そこで生まれる人とのつながりなど、すべてが居場所になり得るものであって、その場を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、居場所づくりを進める必要があります。

誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所を「ふやす」取組を進めます。

また、すでに地域にある多様な居場所や、既存の公共施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所として「ひろげる」ことができるような取組を行うとともに、こども・若者自身が「行きたい」「居たい」と思える場所を容易に見つけられ、選びやすくし、こども・若者と居場所が「つながり」、新たな交流が広がるよう、わかりやすい情報発信や広報を行います。

【寄せられた意見】

- ・ 家や学校、塾以外での居場所がほしいです。（こども本人：自由意見）
- ・ 「こどもの居場所」を増やしてほしいです。悩みがある人もない人も気軽に立ち寄れるような、第2の家のようなイメージの施設があれば嬉しいです。鎌倉市にもすでに存在していることは知っていますが、増やしてほしいのと、常に開いていてウェルカムしてくれる、子どもたちの心の拠り所となる施設も作って頂きたいです。遊びも勉強も気軽に相談できる場所があれば、より子どもたちの生活が充実すると思います。助け、居場所がなくて困っている子どもたちがいることを知ってほしいです。（こども本人：自由意見）
- ・ グラウンドや体育館などスポーツができるところを増やしてほしい。（こども本人：自由意見）

【課題】

- 「ふやす」こども・若者の多様な居場所づくりをさらに推進する必要があります。
- 「ひろげる」既にある居場所について、当事者の意見を聞きながら、よりよい居場所となるよう取組を進める必要があります。
- 「つなぐ」居場所に関する情報をまとめ、可視化するなどの形でこども・若者と居場所をつなぐ取組を進める必要があります。

【主な事業】

- ・ 冒険遊び場協働運営事業（こども支援課）
- ・ 子育て支援行事等の開催、子育て支援グループとの交流（こども支援課）
- ・ 子育て支援センター（こども家庭相談課）
- ・ 子育てサロン（生活福祉課）
- ・ 放課後かまくらっ子の運営（青少年課）
- ・ 中高生の居場所 COCORU かまぐらの運営（青少年課）
- ・ わかたまの運営（青少年課）
- ・ フリースクール等利用児童生徒支援補助金事業（青少年課）

主要施策（４）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

こどもの誕生前から青年期にいたるまでのライフステージに応じて、こども・若者には適切な保健・医療を提供することが重要です。その際、身体的な健康だけではなく、精神的な健康にも配慮することが求められます。今後も、こどもや若者へのライフステージに応じた切れ目のない保健・医療に関する情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制の強化に取り組んでいきます。

【寄せられた意見】

- ・ 自分の病気などの相談ができる所を知りたいです。（こども本人：自由意見）
- ・ 私自身学校で先生や先輩や同級生との関係に悩み、不登校になりました。もっと学校でも先生のふるまいや学校でのトラブルを気かけられるような対策をしてほしいです。またフリースクールやそれ以外でも不登校の子や何か悩みをかかえている子や学習面での不安（学校以外での学びの場）を支えられるような対策、そのような施設への支援も行ってほしいです。（こども本人：自由意見）

【課題】

- 妊娠前から出産、幼児期における心身の健康づくりに対する保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。
- 学童期・思春期における心身の健康づくりに対する支援の充実が重要です。
- 青年期における継続的な健康づくりへの支援が求められます。

【主な事業】

- ・ 妊産婦及び乳幼児健康診査（こども家庭相談課）
- ・ 産後ケア事業（こども家庭相談課）
- ・ 地域子育て相談体制（こども家庭相談課）
- ・ 思春期相談体制の充実（教育センター）
- ・ 産後ケア事業（こども家庭相談課）

主要施策（5）こども・若者の貧困対策の推進

こども・若者の貧困は、それによって教育や進学機会を狭めるだけでなく、心身の健康や衣食住、学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こども・若者の権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にも広がる深刻な問題です。貧困及び貧困の連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされることは決してあってはなりません。

市では、こども・若者の貧困対策にあたり、教育の支援及び生活の安定に資するための支援、経済的支援などを進めてきました。

アンケート調査では、大学生などが無料で勉強を教えてくれる場所や、地域の人などと一緒に無料または低額でごはんが食べられる場所の利用希望があり、こども・若者の貧困対策につながる支援を求める意見も挙がっています。

今後も、低所得の世帯やひとり親世帯等に対して、さらなる生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援、経済的支援等を充実させるよう、取組を進めていきます。

【寄せられた意見】

- ・ 所得制限で高3の半年間しか医療費の負担が0にならなかったのもっと早く所得制限をなくしてほしかった。医療費の負担が0になることでより気軽に病院に相談したり、薬をもらいやすくなったと思う。（こども本人：自由意見）
- ・ 高校生になるとこれまでとは違い、教材費が家庭の負担になってきます。それに加え、大学受験するだけでも多くのお金が必要です。大学に入学しても卒業までずっと多くのお金が必要になるので、大学卒業まで支援金が欲しいです。（こども本人：自由意見）

【課題】

○経済的に困難を抱える世帯のこども・若者であっても、食事や教育に不便がないように支援していくことが重要です。

【主な事業】

- ・ 幼児教育・保育無償化事業
（こども支援課・保育課・こども家庭相談課・障害福祉課）
- ・ 妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援ギフト）（こども家庭相談課）
- ・ ひとり親世帯に対する支援（こども家庭相談課）
- ・ 就学援助（学務課）
- ・ 生活困窮者学習・生活支援事業（生活福祉課）

主要施策（6）障がいのあるこども・医療的ケア児等とその家庭への支援

市では、障がいの早期発見と早期からの発達支援を保障するとともに、乳幼児期、学童期・思春期、青年期などライフステージに応じて、保健・医療・福祉・教育・就労支援等の連携した支援を行ってきました。

一方で、障がいのあるこどもの早期発見・支援については、乳幼児健診等を活用し早期発見に努め、障がいの疑いがある段階から適切な療育につなげる支援体制を充実していくことが必要です。また、地域生活支援拠点等の充実や相談支援事業所との連携などによる地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進することにも取り組んでいく必要があります。

また、医学の進歩を背景として、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（医療的ケア児）など専門的支援が必要なこども・若者とその家族への対応を行うための地域における連携体制を強化することが求められています。

以上を踏まえ、今後も、障がいや発達の特徴を早期に発見・把握し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な支援・サービスにつなげていくとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援を提供していきます。

【寄せられた意見】

- ・ 障がいのある子、母親を支える仕組みづくりをお願いしたい。市がST（言語聴覚士）等をかかえていても、実際は十分に利用は出来ない。福祉の手から漏れていると感じる。学校の先生方の質もかなり悪く、インクルーシブなど夢の話だと思っている。（こども本人：自由意見）
- ・ 障がいがある子との差別がなくなるといいと思っています。本人が一番苦しみを味わっているはずですし、そこで差別がうまれたら苦しいと思うからです。（こども本人：自由意見）

【課題】

- 障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう地域支援体制の構築を図ることが必要です。
- 障がいのあるなしに関わらず、生活する地域で安心して生き生きと生活できる共生社会の実現のために、保育所等におけるインクルージョン（参加・包容）を推進させる必要があります。
- 医療的ケア児、聴覚障がい児などを含めた専門的支援が必要なこども・若者とその家族への対応が求められます。

【主な事業】

- ・ 健診後のフォロー体制づくり（こども家庭相談課・発達支援室）
- ・ 障害福祉相談員による相談（障害福祉課）
- ・ 5歳児すこやか相談（発達支援室）
- ・ 障害児通所支援施設の運営（発達支援室）
- ・ こどもの家等での障がいのある児童の受入れ（青少年課）
- ・ 特別支援教育（教育指導課）

主要施策（7）児童虐待防止対策の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、こども・若者に対する性犯罪・性暴力などと同様に、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらい現状があります。

市では、児童福祉法の改正を受け、こども家庭センターを設置し、訪問家事支援等の家庭支援、こどもや親子の居場所支援の推進等を行うとともに、地域の保育所や学校、支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となってこどもや家庭を継続的に支え、虐待の未然防止、早期発見・早期対応などの虐待予防の取組を推進してきました。

今後も引き続き、要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努めるとともに、地域の連携体制の充実を図ることで、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

【寄せられた意見】

- ・ DVを受けたりしているのは子供ですが、親へのケアも忘れてはいけないと思います。子供はきっと心に大きくうまらないような穴があるはずですし、親も子供への接し方が分からないという理由でなぐってしまったりしているかもしれない。メンタルケアなど人を中心から支える取り組みが必要だと思います。（こども本人：選択式回答）
- ・ ヤングケアラーの問題は、ケアを受けている対象や兄弟が十分にケアされていないことが問題。福祉や医療で捌いきれないものを子どもが背負っているのだから、関係機関に相談して改善できるような仕組みなのか。もっと広報して欲しい。（小学生から高校生の保護者：自由意見）

【課題】

- 児童虐待の未然防止、早期発見・対応が重要です。
- ヤングケアラーの状況を把握し、可能な限り早期発見していくことが必要です。
- 地域住民相互でこども・若者を守る意識を醸成していくことが必要です。
- 関係機関等の連携体制を強化していくことが求められます。

【主な事業】

- ・ 虐待の早期発見と予防（こども家庭相談課）
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（こども家庭相談課）
- ・ 養育支援訪問事業（こども家庭相談課）

- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（こども家庭相談課）
- ・子育て世帯訪問支援事業（こども家庭相談課）
- ・児童育成支援拠点事業（こども家庭相談課）
- ・親子関係形成支援事業（こども家庭相談課）
- ・ヤングケアラーへの支援（こども家庭相談課）
- ・重層的支援体制整備事業（福祉総務課）

主要施策（8）こども・若者の安心安全な生活環境の確保

近年、こども・若者が一生に残る傷を負う事件や生命を失う事故が後を絶ちません。また、社会の情報化の進展によるインターネット利用の低年齢化が進む中、こども・若者の健やかな成長を著しく阻害する有害情報が氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も生じています。

こどもたちの生命を守り、性犯罪・性暴力を含む犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することは全てのこども・若者が健やかに育つための大前提です。このため、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めることとあわせ、こども・若者が、犯罪や事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進していくことが重要です。

今後も引き続き、防犯・防災対策を推進するとともに、警察や地域等の関係機関との連携・協力の強化を図り、こども・若者自らが危険回避できる力を養うための防犯や防災等の教育に取り組んでいきます。また、誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。

【寄せられた意見】

- ・ 不審者がいない安全な町にしてほしい。（こども本人：自由意見）
- ・ 海の街であるのにも関わらず、災害対策がまだ足りないと思う一方で、イマイチ市民に周知されていないと思います。幅広い災害に対応できる市にするべきです。（こども本人：自由意見）
- ・ 観光客が非常に多いことや、歩道が狭いことで、特に小学生などは、事故に遭いやすい所は改善してほしい。（こども本人：自由意見）
- ・ 歩道が狭い、通学路にガードレールがない。（こども本人：自由意見）

【課題】

- 未然に事件や事故からこどもの生命・安全を守るために、交通安全・防犯等の対策を地域ぐるみで推進する必要があります。
- こども・若者への安全教育を推進するとともに、保護者への対処方法を含めた周知啓発を進めることが重要です。

【主な事業】

- ・ スクールゾーン等の交通安全対策（都市計画課）
- ・ 防犯体制の充実（地域のつながり課）
- ・ 学校警備員の配置（学校施設課）
- ・ 公園や道路等の整備（みどり公園課・道路課など）

2 ライフステージ別取組を推進します

ア こどもの誕生前から幼児期まで

主要施策（１）妊娠前から出産、幼児期までの切れ目のない支援体制の充実

妊娠・出産に関し心身に不安を持つ妊婦に対して、出産前後の母体及び胎児・新生児に一貫した健康管理を行うことはきわめて大切です。また、体力的に不安定な乳幼児に対しては、疾病予防・救急医療体制を確保し、健康な生活を保障することも重要な課題であり、妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策が求められています。

少子化・核家族化が進行し、子育て経験や相談相手が不足している家庭が増え、子育て家庭にとって、健康管理、相談・情報提供体制の整備の有する意義はますます大きくなっており、親子で気軽に集い、うち解けた雰囲気の中できつろぐことができ、子育ての悩み相談もできる環境を整備するなど、国の計画である『健やか親子21（第2次）』と整合を図りながら、市でも母子保健機能をさらに充実していく必要があります。

【寄せられた意見】

- ・ 病気や発育・発達に関することについて悩んだり、気になったりしている。
（未就学児童の保護者）
- ・ 子育て支援として、小児救急医療体制の充実に力を入れてほしい。
（未就学児童の保護者）

【課題】

- 妊娠前から出産、幼児期に至るまで、安心して子育てができるような、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。
- 悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にもつながるよう、乳幼児健診等を推進することが必要です。

【主な事業】

- ・ 妊婦等包括相談支援事業（こども家庭相談課）
- ・ 妊産婦及び乳幼児健康診査（こども家庭相談課）
- ・ 産後ケア事業（こども家庭相談課）
- ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ）（こども家庭相談課）
- ・ 小児救急医療体制の推進（市民健康課）

主要施策（２）こどもの誕生前から幼児期までのこどもの育ちの保障

こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障することが重要です。

待機児童対策に取り組むとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援の充実が求められます。

また、こどもにとって小学校入学前は、自我が芽生え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期として非常に重要です。幼児期・学童期の教育を効果的に行うためには、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校との間で円滑な接続を図る観点に立って、相互理解と連携を深めることが重要です。このため、幼児教育の向上のための取組や、こどもの発達や学びの連続性を確保するために必要な幼児教育と小学校教育の相互の連携を図ることが求められます。

市では、保育体制の整備・充実及び保育内容の充実、保育サービスの質の確保、地域での預かり等事業の充実を図ってきました。また幼稚園教諭や小学校教員への研修等により、幼稚園・認定こども園・保育園及び小学校の関係者が連携し、質の高い幼児教育が保障されるよう努めてきました。

今後、多様なニーズを踏まえた体制整備を図るとともに、その体制を維持するための、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減を進めることが求められます。また、質の向上や連携体制の強化を通じて、こどもの教育を充実させていくことが求められます。

【寄せられた意見】

- ・ 我が家から歩ける距離に保育園がなく過去に毎日2.5キロかけて送迎していました。保育園整備すすめてほしいです。(未就学児童の保護者：自由意見)
- ・ 保育環境の充実には、保育園、保育士さんへの支援も重要だと思います。(未就学児童の保護者：自由意見)
- ・ 幼児期の発達支援と小学校からの支援級では管轄が違ふこともあり、発達支援で少しずつ積み上げた子どもに関する理解や情報をうまく引き継ぐのが大変になりうる。可能であれば組織を跨いだ連携を勧めただけだと、障がい児を育てている親としては非常にありがたい。(未就学児童の保護者：自由意見)

【課題】

○母親の就労状況の変化・休日保育・一時的な預かりなどの多様なニーズなどを踏まえた体制整備を図るとともに、その体制を維持するための、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減を進める必要があります。

○質の向上や連携体制の強化を通じて、こどもの教育を充実させていく必要があります。

【主な事業】

- ・ 保育事業（通常・延長・休日・病児病後児・一時預かりなど）（保育課）
- ・ 保育施設の整備・活用（保育課）
- ・ 幼児教育の振興及び幼稚園における預かり保育（こども支援課）
- ・ ファミリーサポートセンター事業（こども家庭相談課）
- ・ 幼児教育に関する研究・研修（教育センター）

イ 学童期・思春期

主要施策（１）資質・能力の育成に向けた学校教育の充実

こどもの健全な育成を進めるためには、自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができるよう、資質・能力の育成に向けた教育を充実していくことが重要となります。

市では、学校教育においては、新しい時代に必要となる資質・能力の育成、いじめへの対応、不登校児童生徒への支援等を行ってきました。一方で、アンケート調査結果では、「授業がわからないから」学校が楽しくないと答えるこどもも一定数みられました。また、「自分にはよいところがある」と思わないこどもも少なからずいる現状も明らかとなっています。

今後も、児童生徒一人一人のよさや可能性に着目し、一人一人を確実に伸ばす教育を推進するとともに、自己肯定感の醸成・規範意識や思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育の取組が求められています。また、そのような教育を効果的に実施するために、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるよう、指導・運営体制の充実の一体的な推進、学校における働き方改革や処遇改善が求められます。

【寄せられた意見】

- ・ 自分は、将来なにやりたいかとか、どの高校に行きたいとか考えることはないし、考えようとしてこなかったです。でも、今後なにかをやっていく上で、人のやくに立ち、自分の生きていく価値を自分で見つけたいです。正直、今の自分はたいしたとりえもないし、自分ってどんな奴って聞かれたら、悪い所しか上げないような、自分への思いでした。でも、今後人のやくに立ち、何かたっせい感を得ることで、生きる価値、生きる意味を見つかけたいと思っています。個人的感想ですが、その人の夢や、生きる価値などを話し合う教材をとり入れてみてはどうですか？道徳の授業なんかで「分かり合う。理解し合う。」を題材にしたら、良いのかなと思います。自分の知らない所、他人の知らない所を知れる良い機会になる人が多くいるのではないのでしょうか？また、自分の意見を言え、自信などにもつながるのではないのでしょうか？（こども本人：自由意見）

【課題】

- 児童生徒一人一人のよさや可能性に着目し、一人一人を確実に伸ばす教育が必要です。
- 自己肯定感の醸成などの取組みが重要です。
- 教職員の働き方改革などにより、教職員の力が存分に発揮できる環境の整備が必要です。

【主な事業】

- ・ 各種育成行事及び体験学習の推進（教育指導課）
- ・ 個に応じた指導の充実（教育指導課）
- ・ 教育相談事業の充実（相談室・スクールカウンセラーなど）（教育センター）
- ・ 各種補助員・介助員の派遣（教育指導課）

主要施策（2）こども・若者の健全な成長への支援

こども・若者は、家族にとっても、社会にとっても、可能性を秘めたかけがえのない存在です。そのこどもが、自身を取り巻く社会環境のなかで、すこやかに成長し、それぞれの可能性を最大限に発揮することが望まれます。そのためには、こども・若者がひとを思いやる心を持ち、挑戦と試行錯誤の過程を経て自己を確立し、自立した個人として成長して地域とともに生きていくことができるよう見守る必要があります。

しかしながら、こども・若者を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、性や薬物、暴力等に関する有害な情報が簡単に入手でき、こども・若者に関わる様々な犯罪を起こす引き金としても懸念されています。この傾向は、スマートフォン等の普及とともに、ますます助長されています。

一生のなかでもっとも心身が発達する時期である学童期・思春期のこどもたちの成長過程を見守りつつ、相談などの支援体制を準備しておく必要があります。

【寄せられた意見】

- ・ 自分の性別が受け入れられない。性別というカテゴリが苦手。（こども本人：自由意見）
- ・ 図書館の本が少ない、借りたい本が置いてない（こども本人：自由意見）

【課題】

- こども・若者の健全な育成を図るため、学校にとどまらない様々な活動を通してこどもを見守っていく必要があります。
- 思春期教育やいじめ相談体制を充実させ、心の問題への対応を強化していくことが求められます。

【主な事業】

- ・ 育成事業（青少年課）
- ・ 思春期教育の充実（教育指導課・こども家庭相談課）
- ・ 相談体制の充実（教育センター）
- ・ ヤングケアラーへの支援（こども家庭相談課）
- ・ 子ども読書活動推進事業（中央図書館）
- ・ ジェンダー平等社会の推進（地域共生課）

ウ 青年期

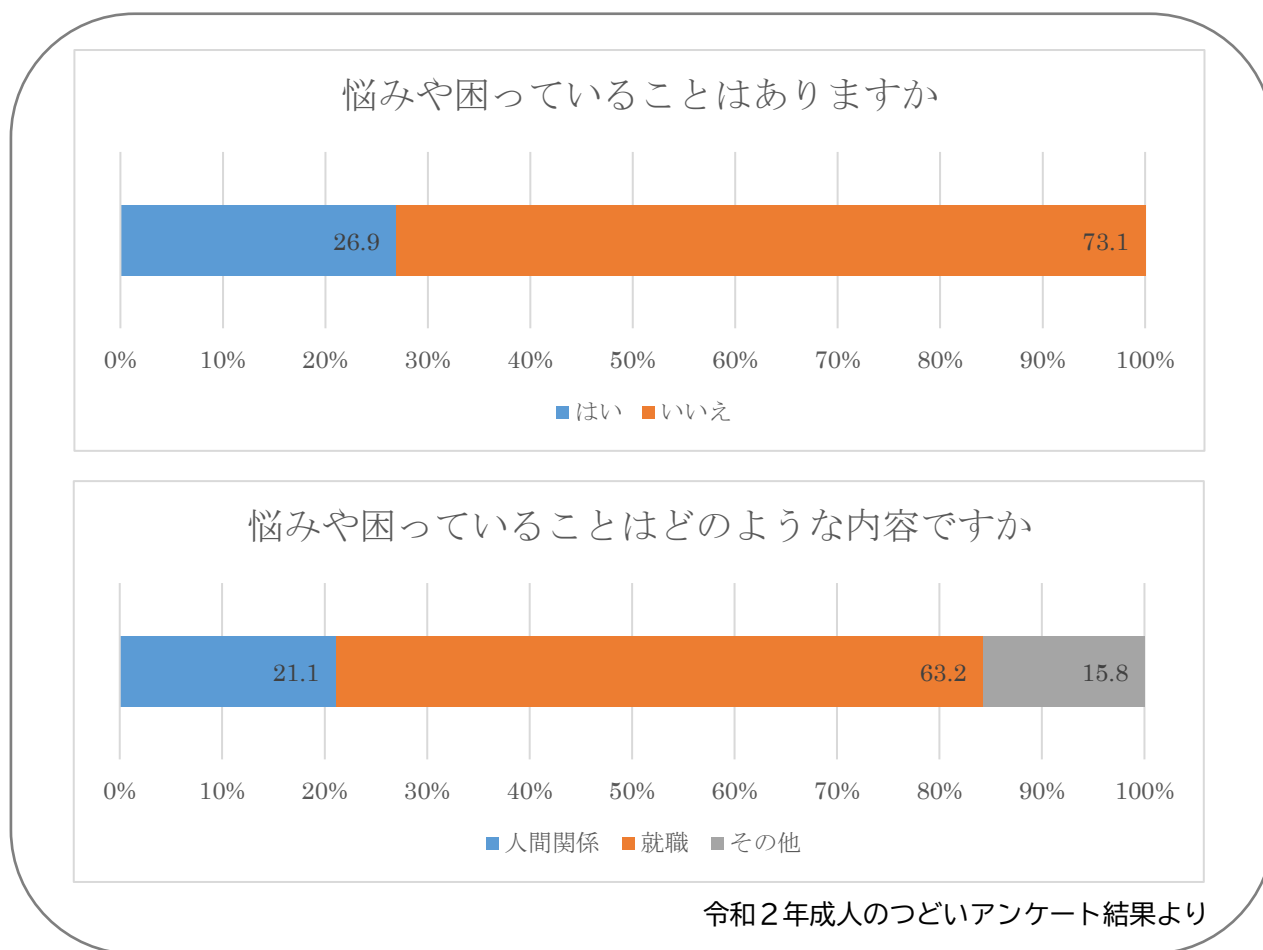
主要施策（１）悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援

青年期は、心理的・社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。

また、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあり、自らの価値観や生き方を確立しようとしながらも、同時に社会的な役割や責任に対する不安などを感じる時期でもあります。

近年、全国的にひきこもりや若年無業者（ニート）など若者の自立をめぐる問題が深刻化しており、様々な媒体を用いた情報発信とともに、ひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ることが必要です。

市では、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制を充実するとともに、関係機関やNPOなど民間団体との連携・協力を通じて支援を行っています。今後も引き続き、支援を継続することで、悩みや不安を抱える若者とその家族が安心して生活できる環境づくりに努めます。



【課題】

- ひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ることが必要です。
- さまざまな媒体を用いた情報発信を行うことが重要です。

【主な事業】

- ・ 育成事業（青少年課）
- ・ 相談事業（教育センター）
- ・ ひきこもり対策推進事業（生活福祉課）
- ・ 消費者自立支援事業（地域共生課）
- ・ 成人保健事業（市民健康課）

3 子育て当事者への支援の取組を推進します

主要施策（1）経済的支援の充実

全ての子育て当事者が安心して子どもを育てることができる環境を整備するためには、子育てに係る経済的負担を軽減するための支援が欠かせません。特に、ひとり親家庭、障がい等の困難を抱える子どもを持つ家庭は、経済的負担がより大きくなることが考えられるため、充実した支援で支えていくことが求められます。

市では、これまでも児童手当等の養育費支援、就学援助等の教育費支援を行うことで全ての子育て当事者が負担を感じることなく子育てに取り組めるよう支援を行ってきました。また、医療費助成、ひとり親家庭への助成、障がい等をもつ子どもとその家庭などへの助成を通して、特殊な環境に置かれた子育て当事者であっても負担なく子育てに取り組むことができる環境の整備を推進してきました。

しかしながら、近年の社会情勢の不安定化やそれにもなう物価高等は、子育て家庭の経済状況に大きな影響を及ぼしています。市民へのアンケート調査においても、依然として経済的支援を求める声が多数寄せられているのが現状です。こうした状況を受け、引き続き充実した支援の展開に取り組むとともに、支援の網からこぼれおちる子育て当事者が出ないように、さらなる体制の強化を図っていきます。

【寄せられた意見】

- ・ 子育て支援では「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」に力を入れてほしい(未就学児童の保護者:選択式回答)。
- ・ 親の年収で医療費の負担額が違うのはおかしいとおもった。僕は小さい頃に手術をした時に子供の医療格差を知った。命は平等のはずじゃないんですか？(子ども本人:自由意見)
- ・ お金の心配をしないで進学できるようにしたい。病院のお金が最近かからなくなって我慢しなくてよくなった。コロナの時に僕の家には10万円がなくて不平等だと思った。平等にしてほしい。きょうだいが多くて進学が心配。安心して学校に行きたい。(子ども本人:自由意見)

【課題】

- 安心して子育てに取り組むことができる環境を整備するため、養育費・医療費・教育費などの子育てにかかる経済的負担を軽減する必要があります。
- ひとり親家庭や障がいのある子どもの家庭などの家庭状況等に応じた支援体制を適切に整備・充実していく必要があります。

【主な事業】

- ・ 妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援ギフト）（子ども家庭相談課）
- ・ 児童手当（子ども家庭相談課）

- ・ 幼児教育・保育無償化事業
(こども支援課・保育課・こども家庭相談課・障害福祉課)
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (こども支援課)
- ・ 鎌倉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用
支援事業 (こども支援課)
- ・ 小児医療費助成 (こども家庭相談課)
- ・ 妊婦のための支援給付交付金交付事業 (こども家庭相談課)
- ・ ひとり親家庭への支援 (こども家庭相談課)
- ・ 障がいのあるこどもとその家庭への支援 (障害福祉課)
- ・ 不妊・不育治療費助成 (こども家庭相談課)

主要施策（２）家庭教育の充実

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行う家庭教育は、こどもの健全な成長のために欠かすことができない重要な要素です。そのためには、保護者が学ぶことへの支援が必要です。特に、身近に相談相手がない状況にある保護者に対しては、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進することが重要になります。

市では、地域や学校等の豊かなつながりのなかでの家庭教育環境の充実を図ってきました。アンケート調査結果からも、こどもへの教育などの子育てに影響すると思われる環境について「家庭」が最も高い割合を示すなど、こどもへの教育に対する家庭での役割の重要性が引き続き挙げられています。

今後、保護者の子育てに関する知識や技術の向上、子育てに対する理解の促進を支援するため、様々な学習や体験の機会を充実していきます。

【寄せられた意見】

- ・ 子ども達の声うるさいと感じてしまう大人に悲しい思いです。昔のように外で思いきり遊ばず、いつも大人に監視されているようでかわいそうです。鎌倉は大らかさが足りないように感じています。もっと子ども達をみんなで育てるという温かいまなざしがほしいです。
(小学生から高校生の保護者：自由意見)

【課題】

- 保護者の知識や技術向上、子育てに対する理解促進を支援していくことが求められます。
- 身近に相談相手がない保護者に対し、家庭教育支援を積極的に行っていくことも重要です。

【主な事業】

- ・ 両親学級（こども家庭相談課）
- ・ 親子健康教育（こども家庭相談課）
- ・ 育児教室（こども家庭相談課）
- ・ 親子関係形成事業（こども家庭相談課）

主要施策（3）協働による子育て支援ネットワークの構築と支援

保護者が安心して子育てを行うためには、身近な場所で地域とつながる機会の確保や担い手となる方たちの活動が欠かせません。また、子育てを地域ぐるみで支援していくためには、地域活動の担い手の育成が必要不可欠です。

市では、子育てに係る市民やNPO等との協働による子育て支援ネットワークづくりを進めるとともに、協働事業や活動への支援を行ってきました。

今後、講演会やサロン活動、地域福祉活動を支援するとともに、ネットワーク体制の充実に取り組んでいきます。また若者を中心に子育てを応援する機運を醸成するなどにより、担い手として育成していくことに取り組んでいきます。

【寄せられた意見】

- ・ 長女22才次女17才小さい時の子育て中はずっと専業主婦で実家も近いので子育て環境や支援について特に困った事はありませんでしたが最近頼まれて小児科（近所の）の受付の仕事をするようになって若いお母さん達は仕事をしている人が多く大変そうで病児保育という言葉を知りました。小児科で我々（子育て先輩？）に話を聞いてもらえるだけでホッとするとわれ、ゆくゆくは資格をいかし、子育て卒業ママと子育て中ママの気軽なサロンの事ができればと思っています。（小学生から高校生の保護者：自由意見）
- ・ 鎌倉は歴史的にいろいろ学べる場所があるので、そういう所の整備や知識人による講義が受けれるワークショップなどがもっとあると良いと思う。（小学生から高校生の保護者：自由意見）
- ・ ボランティア活動を試みたいけれども、どこで募集しているのかが分かりません。色々な人に伝わるようにしてほしいです。（こども本人：自由意見）
- ・ 外国人と関われる、英語が使える機会があったら参加したいです。（ボランティアとか）。（こども本人：自由意見）

【課題】

○市民やNPO等との協働による子育て支援ネットワークづくりを進めることが必要です。

○若者を中心とした地域活動の担い手の育成が必要です。

【主な事業】

- ・ かまくら子育て支援グループ懇談会（こども支援課）
- ・ 民生委員児童委員（民生委員児童委員協議会・生活福祉課）
- ・ 子育てサロン（主任児童委員連絡会・生活福祉課）
- ・ 三者協働企画「かまくらママ&パパ's カレッジ特別企画」（こども支援課）
- ・ 子育て支援コンシェルジュ（利用者支援事業）（こども支援課）
- ・ ファミリーサポートセンター事業（こども家庭相談課）
- ・ ジュニアリーダーズクラブ活動、学生団体との連携（青少年課）

主要施策（４）子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり

子育てと仕事を両立するためには、育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行い、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。また、育児休業制度や短時間勤務制度の利用による経済的な負担やキャリアへの影響を軽減する支援策の検討が必要です。

市では、これまで育児休業に関する情報発信等を行うとともに、父親の子育てへの参加を促し、子育てに関して、父親・母親が「ともに支え、ともに育てる」子育てを促進してきました。その結果、育児休業の取得率は父親・母親ともに増加傾向にあるとともに、アンケート調査でも子育てを主に行っているのは「父親・母親」であるとする保護者が増加しつつあります。一方で、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などの理由で育児休業を取得しなかった保護者（特に父親）も依然として一定数みられるのが現状です。

今後も引き続き、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発や支援を進めていくほか、一事業者として子育て支援サービスの充実、男性の家事・子育てへの積極的な参画を促進するための学習機会の提供や情報発信等を行っていきます。

【寄せられた意見】

- ・ 仕事と育児の両立は心身的にしんどいことがあり、他のことは何もできていない。（小学生から高校生の保護者：自由意見）
- ・ 出産後しばらくは産後のひだちが悪くて赤ちゃんのお世話が辛かったです。仕事復帰してからは働くことが子育ての息抜きになった部分もあり、両立が楽しく感じるようになりました。（小学生から高校生の保護者：自由意見）
- ・ 学校行事で仕事を休む際は有給休暇を利用していた。子ども毎に学校行事等がバラバラにあると、仕事も休みにくかった。授業参観など出席できないことも多かった。有給休暇が、家族で過ごす時間などリフレッシュにあてられなくなってしまいう心配もあった。自分も含め、働く人の意識の改革や、休暇の内容によっては有給休暇でない子育て休暇のような休暇があってもいいのではないかと考えている。（小学生から高校生の保護者：自由意見）

【課題】

- 父親と母親がともに子育てに参加できるよう、育児休業等についての市民や事業主に対する周知啓発や、育児休業を取得させやすくするための支援が必要です。
- 一事業者として、いきいきと働き続けていける職場の実現に向けた取組を進める必要があります。

【主な事業】

- ・ 父親への育児支援・父子健康手帳（こども家庭相談課）
- ・ 両親学級（こども家庭相談課）
- ・ 「鎌倉市特定事業主行動計画」の推進（職員課）
- ・ 放課後かまくらっ子の施設整備、運営（青少年課）

主要施策（５）子育て情報提供の充実

子育て当事者が安心して子育てに臨むためには、子育てに関する情報を必要な時に的確に提供できる体制の整備が重要となります。そのためには、こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が分かりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援など、情報発信や広報を改善・強化する必要があります。

市では、子育て支援コンシェルジュ等による利用者支援や、ホームページ等を用いた情報発信に取り組んできました。

今後も、市民のニーズを踏まえた情報提供の実現に向けて、改善を進めていきます。

【寄せられた意見】

- 行政の機関を幾つも利用しており、子育てに関する情報を常に身近に感じる事ができました。ベビーシッターの手当（補助）がもう少し拡充すると手軽に子育てを頼めると思いました。ファミサポや小児医療制度には十分満足していません。（未就学児の保護者：自由意見）
- 支援を受けるにしても関係する機関に全部自分で発して、横のつながりがなく情報共有もされない。`個人情報`という言葉で親への負担がものすごく大きいのかかっている。伝言ゲームになり、親の意見が伝わらないのも困るが、同じことを何度も話さなくてはならないのも親に負担がかかっていることも理解してほしい。（小学生から高校生の保護者：自由意見）

【課題】

- こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう情報発信体制を整備することが必要です。
- 対面の相談支援・情報提供だけではなく、SNS等のICTを活用したデジタルによる情報提供体制を整備・強化することが重要です。

【主な事業】

- 子育て支援コンシェルジュ（こども支援課）
- かまくら子育てメディアスポット（利用者支援事業）（こども支援課）
- 冒険遊び場協働運営事業（こども支援課）
- 情報発信の共生化の推進（地域共生課・広報課）

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の見込み（事業のニーズ量）と確保方策（事業の提供体制）

1 提供区域の設定

(1) 幼児期の教育・保育事業

- ① 教育・保育事業提供区域
 行政区域である、鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄の5地域を「教育・保育事業を提供する区域」として定めています。



② 教育・保育提供区域を定める事業

教育・保育提供区域を定める事業は次のとおりです。

教育事業	施設	幼稚園	幼稚園教育要領に基づいた幼児期の教育を行う施設
		認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設
	利用対象者	1号認定児(教育)	子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望
		2号認定児(教育)	子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望※
保育事業	施設・事業	保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わり保育所保育指針に基づいた保育や教育を行う施設
		認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設
		地域型保育事業	少人数の単位で 0～2 歳の子どもを預かる事業（小規模保育事業、家庭的保育事業など）
	利用対象者	2号認定児	子どもが満3歳以上で保護者の就労状況等により、施設等での保育が必要
		3号認定児	子どもが満3歳未満で保護者の就労状況等により、施設等での保育が必要

※通常教育の必要性がある「2号認定」を受けられる者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者のことです。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

全市的に行う事業であることなどから、基本的に区域分けは行わず、1区域として設定しました。ただし、放課後児童クラブ（子どもの家）については、児童が学校から施設まで自力で行く必要があり、各学区内での体制整備が求められるため、提供区域を小学校区域である16区域に設定しています。

2 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

令和6年（2024年）2月に実施したニーズ調査をもとに、各事業の量の見込み¹を算出します。なお、各事業の量の見込みは、国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』、『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）』に基づき算出しますが、算出されたニーズと実際の利用状況に乖離があった事業については補正を行う予定です。

3 目標人口

<本計画における考え方>

本市企画課が新たな鎌倉市総合計画策定に向けて実施した人口推計調査の結果をベースとして、次の算出方法により計画期間における0歳から11歳までの年齢別の人口を算定します。

要素	算出方法
自然増減（出生）	国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)が算出した仮定値(社人研が令和5年(2023年)12月に公表した「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」で用いた値)を用いました。
自然増減（死亡）	社人研が算定した仮定値を用いました。
社会増減（移動率）	社人研が算定した仮定値を用いました。
開発インパクト	深沢地域整備事業区域内

¹ ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。

4 幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策

<本計画における考え方>

年齢・地域ごとに教育事業（認定こども園及び幼稚園）及び保育事業（認定こども園、認可保育所及び地域型保育事業）の見込み量を算定し、その後見込み量に対する確保方策を検討します。

なお、現行プランでは1・2歳児を合算して記載していますが、本計画においては年齢ごとに分けて記載する予定です。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の量の見込み（事業のニーズ量）を設定し、各年度における確保方策（事業の提供体制）の内容と実施時期を定めます。なお、地域子ども・子育て支援事業は、計画最終年度の令和11年度までに全ての量の見込みに対する確保方策を整備する必要があります。

<本計画における考え方>

次の対象事業について、見込み量を算定やその後見込み量に対する確保方策を検討します。

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- (3) 妊婦健康診査
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ及びトワイライト）
- (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター（就学児対象））
- (8) 一時預かり事業
（幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした預かり保育及び保育所等）
- (9) 延長保育事業
- (10) 病児・病後児保育事業
- (11) 放課後児童健全育成事業（放課後かまくらっ子）
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- (14) 子育て世帯訪問支援事業 ☆
- (15) 児童育成支援拠点事業 ☆
- (16) 親子関係形成支援事業 ☆
- (17) 妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援ギフト） ★
- (18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）★
- (19) 産後ケア事業 ★

☆ 児童福祉法改正（令和6年4月1日施行）により位置付けられた事業

★ 子ども・子育て支援法改正（令和7年4月1日施行予定）により位置付けられた事業